

平成27年第2回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成27年2月24日

開会

- 日程第1 平成27年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 承認第1号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について
- 日程第5 議案第2号 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）について
- 日程第6 議案第3号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について
- 日程第7 議案第4号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 日程第9 議案第6号 瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に関する規程の一部を改正する告示について
- 日程第10 議案第7号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
- 日程第11 議案第8号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 議案第9号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 日程第13 議案第10号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

- 日程第14 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第15 意見聴取 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 意見聴取 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第17 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 意見聴取 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第21 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第22 意見聴取 平成27年度瑞穂市一般会計予算について
- 日程第23 意見聴取 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について
- 日程第24 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成27年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

承認第1号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年教育委員会規則第6号）第3条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分し、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

記

- 1 氏 名 森 満里子
- 2 所 属 課 幼児支援課
- 3 異 動 日 平成27年2月19日
- 4 異 動 事 由 市長部局へ出向を命ずるため
平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成27年2月19日より休職となるため。

議案第 2 号

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）について
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）についての議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 293 号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づき、教育委員会の議決を求めるもの。

事 務 連 絡
平成27年1月26日

瑞穂市教育委員会教育長 様

羽島市教育委員会教育長

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）の承認について（依頼）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第293号）が平成26年9月3日付けで公布され、その中で採択地区協議会の規約事項が定められました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）により教育委員会制度が改正されます。これらのことに対応するため、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約の見直しをいたしました。

つきましては、貴教育委員会において、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）の承認について議決をされるようお願いいたします。

また、別添の様式1による議決書を下記により提出くださるようお願いいたします。

記

1 議決書の提出

- (1) 様 式 様式1による
- (2) 提出期限 平成27年 3月20日（金）
- (3) 提 出 先 羽島市教育委員会教育長 宛

※ 提出に当たっては、公正確保への配慮から「親展」扱いに願います。

2 送付文書

- (1) 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）
- (2) 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）の承認についての議決書（様式1）

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

（協議会を設ける市町の教育委員会）

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

（目的）

第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

（委員）

第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の（1）に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長又は教育委員
- (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員
- (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項（1）に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員とな

ることができない。

4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）新旧対照表

新（改正文）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">（協議会を設ける市町の教育委員会）</p> <p>第2条 <u>本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「<u>関係市町教育委員会</u>」という。）が、これを設ける。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 羽島市教育委員会</u> <u>(2) 各務原市教育委員会</u> <u>(3) 山口市教育委員会</u> <u>(4) 瑞穂市教育委員会</u> <u>(5) 本巣市教育委員会</u> <u>(6) 羽島郡二町教育委員会</u> <u>(7) 北方町教育委員会</u> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第3条 本協議会は、<u>関係市町教育委員会</u>が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。</p> <p>第4条 <u>関係市町教育委員会</u>は、本協議会の結果を尊重するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（委員）</p> <p>第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる<u>関係市町教育委員会</u>とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、<u>教育長又は教育委員</u>は必ず含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 関係市町教育委員会の教育長又は教育委員</u> <u>(2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員</u> <u>(3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員</u> <u>(4) 採択地区内の学識経験者及び保護者</u> 	<p style="text-align: center;">（区域）</p> <p>第2条 <u>本協議会に属する市若しくは郡の区域は次のとおりである。</u></p> <p><u>羽島市、各務原市、山口市、瑞穂市、本巣市、羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）</u></p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第3条 本協議会は、<u>採択地区内の市町教育委員会</u>が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。</p> <p>第4条 <u>採択地区内の市町教育委員会</u>は、本協議会の結果を尊重するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（委員）</p> <p>第5条 本協議会は、<u>採択地区内</u>で次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、<u>教育委員長又は教育長</u>は必ず含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 市町教育委員会の教育委員長又は教育長</u> <u>(2) 市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員</u> <u>(3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員</u> <u>(4) 採択地区内の学識経験者及び保護者</u>

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

第12条 略

第13条 略

第14条 略

第15条 略

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

第11条 略

第12条 略

第13条 略

第14条 略

(様式1)

文書番号

平成27年 月 日

羽島市教育委員会教育長 様

教育委員会名

印

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）の
承認についての議決書

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和
39年政令第14号）に基づき、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協
議会規約（案）を承認することを、平成27年 月 日議決し
ました。

意見聴取

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の公布に伴い、関係規定の整備を図る等のため、関係条例の改正を行うもの。

議案第 3 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 3 日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の公布に伴い、関係規定の整備を図る等のため、関係条例の改正を行うもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(瑞穂市職員定数条例の一部改正)

第1条 瑞穂市職員定数条例(平成15年瑞穂市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

(瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年瑞穂市条例第31号)の一部を次のように改正する。

「

教育委員会	
委員長	月額 30,000 円
その他の委員	月額 25,000

を

「

教育委員会	
委員	月額 25,000 円

に改める。」

(瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 瑞穂市特別職報酬等審議会条例(平成15年瑞穂市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改める。

(瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(平成15年瑞穂市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

「

副市長	680,000
-----	---------

を

「

副市長	680,000
教育長	600,000

に改める。

」

(瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 瑞穂市職員等の旅費に関する条例(平成15年瑞穂市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改める。

(瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第6条 瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(平成15年瑞穂市条例第34号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例第1条の規定による改正後の瑞穂市職員定数条例第1条の規定は適用せず、改正前の瑞穂市職員定数条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例第2条の規定による改正後の瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の瑞穂市非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の日以後初めて任命される教育長については、この条例第3条の規定による改正後の瑞穂市特別職報酬等審議会条例の規定を適用する。

5 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一

部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例第4条の規定による改正後の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条及び別表の規定は適用せず、改正前の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

6 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例第5条の規定による改正後の瑞穂市職員等の旅費に関する条例第12条、第13条、第22条の3、第22条の4、第22条の5並びに別表第1及び別表第2の規定は適用せず、改正前の瑞穂市職員等の旅費に関する条例第12条、第13条、第22条の3、第22条の4、第22条の5並びに別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

7 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例第6条の規定による廃止前の瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

瑞穂市職員定数条例(平成15年瑞穂市条例第19号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会及び公営企業に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するもの(____期間を定めて雇用される臨時の職員を除く。)をいう。</p>	<p>(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会及び公営企業に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するもの(教育長及び期間を定めて雇用される臨時の職員を除く。)をいう。</p>

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年瑞穂市条例第31号)新旧対照表

改正後(案)		現行	
別表(第2条、第5条関係)	別表(第2条、第5条関係)	別表(第2条、第5条関係)	別表(第2条、第5条関係)
区分	報酬	区分	報酬
教育委員会	費用弁償 行政職給料 行政職給料	教育委員会	費用弁償 行政職給料 行政職給料
委員	月額 25,000 行政職給料 行政職給料 行政職給料	委員	月額 30,000 行政職給料 行政職給料 行政職給料
選挙管理委員会	月額 25,000 行政職給料 行政職給料 行政職給料	その他の委員 選挙管理委員会	月額 25,000 行政職給料 行政職給料 行政職給料
地方自治法第174条に定める専門 委員並びに地方公務員法第3条第 3項第2号及び第3号に該当する職 にある者のうち、前各項に該当し ないもの	市長がその つと予算の範 囲内で任命権者と協議し て定める額 範囲内で任 命権者と協 議して定め る額	地方自治法第174条に定める専門 委員並びに地方公務員法第3条第 3項第2号及び第3号に該当する職 にある者のうち、前各項に該当し ないもの	市長がその つと予算の範 囲内で任命権者と協議し て定める額 範囲内で任 命権者と協 議して定め る額

瑞穂市特別職報酬等審議会条例(平成16年瑞穂市条例第32号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(平成15年瑞穂市条例第33号)新旧対照表

改正後(案)	現行														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)の受ける給与について定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 教育長</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="762 1104 983 1933"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>840,000</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>680,000</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>600,000</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	840,000	副市長	680,000	教育長	600,000	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)の受ける給与について定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="762 297 983 1104"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>840,000</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>680,000</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	840,000	副市長	680,000
職名	給料月額														
市長	840,000														
副市長	680,000														
教育長	600,000														
職名	給料月額														
市長	840,000														
副市長	680,000														

瑞穂市職員等の旅費に関する条例(平成15年瑞穂市条例第39号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 市長、副市長及び<u>教育長</u>(以下「市長等」という。)が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 市長及び副市長(以下「市長等」という。)が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

これまでの教育委員会制度においては、教育委員長と教育長が存在し、そのどちらが責任者かわかりにくい、危機管理において迅速な対応ができない、地域住民の民意が十分に反映されていない等の課題があった。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されることとなった。改正のポイントは、次のとおり。

★ 教育行政における責任体制の明確化（教育委員長と教育長を一本化）

- ・教育長は、教育委員会が任命していたが、改正により、首長が議会の同意のうえ直接、教育長を任命する。任期は3年で、地方公務員法が適用されない特別職となる。
- ・教育委員長はなくなり、教育長が教育委員会を代表し、教育委員長の役割も行うこととなる。

★ 緊急時における招集の迅速化と教育委員会の審議の活性化

- ・教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集を行う。
- ・教育委員による教育長へのチェック機能強化のため、教育長は、委員の定数の3分の1以上からの会議の招集の請求があった場合、会議を招集しなければならない。

★ 地域の民意を代表する首長との連携

- ・総合教育会議を設置し、教育政策について首長と教育委員会が協議する。
- ・教育に関する「大綱」を首長が策定することにより、地方公共団体としての教育政策の方向性を明確にする。

※ 現在の教育長は、任期中は在職し、その関係規定は現行法が適用される。

意見聴取

瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の公布に伴い、特別職となる教育長の職務に専念する義務の免除条件を定めるため、市条例を制定するもの。

議案第 4 号

瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 3 日 提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の公布に伴い、特別職となる教育長の職務に専念する義務の免除条件を定めるため、市条例を制定するもの。

瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、規定するものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ瑞穂市教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が定める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

意見聴取

瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の公布に伴い、瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（平成15年瑞穂市条例第34号）を廃止することにより、新たに教育長の勤務時間等を定めるため、市条例を制定するもの。

議案第 5 号

瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 3 日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の公布に伴い、瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（平成 15 年瑞穂市条例第 34 号）を廃止することにより、新たに教育長の勤務時間等を定めるため、市条例を制定するもの。

瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 この条例に定めるものを除くほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

意見聴取

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市呂久グラウンドを廃止するため、市条例の改正を行うもの。

議案第14号

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月3日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

瑞穂市呂久グラウンドを廃止するため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例

瑞穂市体育施設条例（平成15年瑞穂市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条の表瑞穂市呂久グラウンドの項を削る。

別表瑞穂市呂久グラウンドの項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市体育施設条例(平成15年瑞穂市条例第63号)新旧対照表

改正後 (案)		現行				
(名称及び位置)		(名称及び位置)				
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称	位置	名称	位置			
瑞穂市南ふれあい広場	瑞穂市山橋1466番地	瑞穂市南ふれあい広場	瑞穂市山橋1466番地			
瑞穂市弓道場	瑞穂市生津天王町2丁目106番地	瑞穂市弓道場	瑞穂市生津天王町2丁目106番地			
別表(第10条関係)						
施設名称	利用区分	使用料				全日
		午前6時30分から午前8時30分まで	午前9時から午前10時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	

瑞穂市奥南1面 グラウンド	900	1,700	1,700	3,500	7,800
瑞穂市奥南1面 グラウンド	900	1,700	1,700	3,500	7,800
瑞穂市奥南1面 グラウンド	400	900	900	—	2,200
瑞穂市奥南1面 グラウンド	900	1,700	1,700	—	4,300
瑞穂市奥南1面 グラウンド1 れあい広場 面	—	1,200	1,200	—	2,400
テニスコ ート(休 口)	—	800	800	—	1,600
テニスコ ート(平 川)	—	800	800	—	1,600
瑞穂市奥南1面 れあい広場	900	1,700	1,700	—	4,300
瑞穂市奥南1面 れあい広場	900	900	900	1,200	3,900
瑞穂市奥南1面 れあい広場	—	110	110	110	—

備考 略

備考 略

意見聴取

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

議案第 13 号

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 3 日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の公布に伴い、瑞穂市立保育所の保育料の位置づけを明確化する等のため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例

瑞穂市保育所条例（平成15年瑞穂市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき瑞穂市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

第2条の見出しを「（名称及び位置）」に改める。

第3条の見出しを「（入所することができる児童）」に改め、同条第1項中「入所するもの」を「入所することができる者」に、「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」を「法」に、「保育の実施を決定した」を「保育の利用を必要と認めた」に、「保育児童」を「保育の利用児童」に改め、同条第2項中「保育児童が」を「保育の利用児童が規則で定める」に、「保育児童」を「保育の利用児童」に改める。

第3条の次に次の2条を加える。

（入所の制限）

第3条の2 市長は、前条の規定により入所をしようとする保育の利用児童又は私的契約児が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入所を拒絶することができる。

- （1）学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する感染症を有する者
- （2）身体虚弱等のため保育に堪えない者
- （3）その他保育上支障があると認められる者

（退所）

第3条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その保育に係る者を退所させることができる。

- （1）前条の規定に該当するに至ったとき。
- （2）保護者がこの条例又はこれに基づく規則に従わないとき。
- （3）保護者が保育所の長のする保育上の指示に従わないとき。

第4条中「保育児童」を「保育の利用児童」に改める。

第6条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「、利用料」を「、保育料、利用料」に改め、同項ただし書中「利用料」を「保育料、利用料」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、同条第1項中「法第51条第5号に規定し、法第45条の基準を維持するために要する費用」を「子ども・子育て支援法第28条第2項第2号の規定により算定した費用の額」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

保育所に入所する児童（私的契約児及び法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

- 2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とし、このうち保護者から同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に掲げる政令で定める額を限度として規則で定める額を徴収する。

第8条中「利用に便利であるように使用の」を「利便を考慮し、保育の利用の」に、「考慮を払わなければならない」を「対応をしなければならない」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市保育所条例(平成15年瑞穂市条例第74号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき瑞穂市立保育所(以下「保育所」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(入所することができる児童)</p> <p>第3条 保育所に入所することができる者は、法第24条第1項の規定により市長が保育の利用を必要と認めた児童(以下「保育の利用児童」という。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保育の利用児童が規則で定める定員に達しない場合には、その範囲内において<u>保育の利用児童以外の児童(以下「私的契約児」という。)</u>を保育所に入所させることができる。</p> <p>(入所の制限)</p> <p>第3条の2 市長は、前条の規定により入所をしようとする保育の利用児童又は私的契約児が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入所を拒絶することができる。</p> <p>(1) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する感染症を有する者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 瑞穂市立保育所の設置及び管理に関し必要な事項は、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(保育所の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(入所児童)</p> <p>第3条 保育所に入所するものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により市長が保育の実施を決定した児童(以下「保育児童」という。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保育児童が定員に達しない場合には、その範囲内において<u>保育児童</u>以外の児童(以下「私的契約児」という。)<u>を保育所に入所させることができる。</u></p>

(2) 身体虚弱等のため保育に堪えない者

(3) その他保育上支障があると認められる者

(退所)

第3条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その保育に係る者を退所させることができる。

(1) 前条の規定に該当するに至ったとき。

(2) 保護者がこの条例又はこれに基づく規則に従わないとき。

(3) 保護者が保育所の長のする保育上の指示に従わないとき。

(延長保育の実施)

第4条 保育所は、保育の利用児童に対し、午前8時から午後4時までの普通保育時間を超えて保育することができる。

(保育料等)

第6条 保育所に入所する児童(私的契約児及び法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とし、このうち保護者から回法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に掲げる政令で定める額を限度として規則で定める額を徴収する。

(延長保育の実施)

第4条 保育所は、保育児童_____に対し、午前8時から午後4時までの普通保育時間を超えて保育することができる。

(保育料等)

第6条

<p>3 私的契約児に係る保育料(以下「<u>利用料</u>」という。)は、<u>子ども・子育て支援法第28条第2項第2号の規定により算定した費用の額</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 本人又はその扶養義務者(以下「<u>扶養義務者</u>等」という。)は、<u>保育料、利用料又は延長保育料を毎月10日までにその月分を別に定めるところにより納入しなければならない。ただし、4月分の保育料、利用料又は延長保育料については、4月30日までに納入しなければならない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(管理の原則)</p> <p>第8条 <u>保育所を管理するに当たっては、仕氏の利便を考慮し、保育の利用の</u> <u>手続、時間、条件その他管理に関し必要な事項について適正な対応をしなければならない。</u></p>	<p>私的契約児に係る保育料(以下「<u>利用料</u>」という。)は、<u>法第51条第5号に規定し、法第45条の基準を維持するために要する費用</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 本人又はその扶養義務者(以下「<u>扶養義務者</u>等」という。)は、<u>利用料又は延長保育料を毎月10日までにその月分を別に定めるところにより納入しなければならない。ただし、4月分の利用料又は延長保育料については、4月30日までに納入しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(管理の原則)</p> <p>第8条 <u>保育所を管理するに当たっては、仕氏の利用に便利であるように使用の</u> <u>手続、時間、条件その他管理に関し必要な事項について適正な考慮を払わなければならない。</u></p>
---	---

意見聴取

瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、市条例の改正を行うもの。

議案第 12 号

瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出
する。

平成 27 年 3 月 3 日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、市条例の
改正を行うもの。

瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例（平成15年瑞穂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保育料の額）

第2条 幼稚園に入園する児童（以下「園児」という。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

- 2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とし、このうち保護者から同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に定める額を限度として規則で定める額を徴収する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例(平成15年瑞穂市条例第56号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(保育料の額)</p> <p>第2条 幼稚園に入園する児童（以下「園児」という。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。</p> <p>— — — — —</p> <p>— — — — —</p> <p>— — — — —</p> <p>2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とし、このうち保護者から同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に定める額を限度として規則で定める額を徴収する。</p>	<p>(保育料の額)</p> <p>第2条 園児1人当たりの保育料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 満3歳の園児 8,500円</p> <p>(2) 満4歳の園児 7,500円</p> <p>(3) 満5歳の園児 6,500円</p> <p>2 前項に規定する園児の年齢については、当該年度の4月1日現在とする。</p>

意見聴取

平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について

平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成27年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

意見聴取

平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について

平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成27年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

意見聴取

平成27年度瑞穂市一般会計予算について

平成27年度瑞穂市一般会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成27年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

意見聴取

平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について

平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成27年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 3 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）、
子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）、子ども・子育て
支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）及び
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の施行に関し必要な事項を定めるた
め、市教育委員会規則を制定するもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 府令第1条第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。

(認定の申請)

第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（様式第1号）とする。

(支給認定の通知等)

第4条 法第20条第4項の支給認定証は、子ども・子育て支援支給認定証（様式第2号）とする。

2 法第20条第5項の規定による通知は、支給認定却下通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 法第20条第6項ただし書（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、支給認定処分延期通知書（様式第4号）により行うものとする。

(支給認定の有効期間)

第5条 府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、育児休業が終了する日の属する月の末日までとする。

3 府令第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、府令第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。

(利用の申込み)

第6条 支給認定子どもの保育の利用の申込みは、保育利用申込書（様式第5号）により教育委員会に申し込まなければならない。

(利用の内定等)

第7条 教育委員会は、児童福祉法第24条第3項に基づく調整（以下「調整」という。）を行った結果、利用できる保育所、認定こども園（法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）があるときは、施設利用内定通知書（様式第6号）により支給認定保護者に対し通知するものとする。

(利用の調整)

第8条 教育委員会は、第6条に規定する保育の利用の申込みがあった支給認定子どもの数が1の保育所等の利用定員を超える場合にあっては、児童福祉法第24条第3項（第73条で読み替える場合も含む。）の規定の例により教育委員会が別に定める基準に基づき利用の調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の調整を行う場合には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の2第1項に規定する配慮及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第28条（同法第31条の8において準用する場合を含む。）に規定する特別の配慮をしなければならない。

(調整の方法)

第9条 調整は、1の保育所等について、利用の申込みがあった全ての支給認定子どもにつき、利用定員に達するまで行うものとする。

2 1の支給認定子どもについて、その支給認定保護者が利用を希望する保育所が複数ある場合において、前項の規定により当該支給認定子どもが当該複数の保育所等の利用者として決定されることとなったときは、当該支給認定子どもは、当該複数の保育所のうち支給認定保護者が希望する順位が最も高い1の保育所等の利用者とする。

3 前項の場合において、当該支給認定子どもが利用者として決定された保育所以外の保育所等について、その利用者として決定されなかった支給認定子どもがあるときは、これらの支給認定子どものうちから第1項の規定の例により利用者を決定するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、調整の方法に関し必要な事項は、教育委員

会が別に定める。

(現況の届出)

第10条 府令第9条第1項の届書は、現況届(様式第7号)とする。

(利用者負担額に関する事項の変更の通知)

第11条 府令第9条第4項(府令第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、利用者負担額変更通知書(様式第8号)とする。

(支給認定の変更の認定の申請)

第12条 府令第11条第1項の申請書は、支給認定変更申請書(様式第9号)とする。

(職権による支給認定の変更の認定の通知)

第13条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定変更通知書(様式第10号)により行うものとする。

(支給認定の取消しの通知)

第14条 府令第14条第1項の規定による通知は、支給認定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第15条 府令第15条第1項の届書は、支給認定申請内容変更届(様式第12号)とする。

(支給認定証の再交付の申請等)

第16条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書(様式第13号)とする。

(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)

第17条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、別表に定める基準により算定した額とする。

2 法第28条第2項第1号並びに第30条第2項第1号及び第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額から政令で定める額を限度として市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額は、こ

これらの規定によりその基準とされる額とする。

(確認の申請)

第18条 府令第26条及び府令第36条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書(様式第14号)とする。

2 府令第36条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書(様式第15号)とする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 支給認定に関して必要な手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表(第17条関係)

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定 義	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯	0
2	市民税非課税世帯	1,200
3	市民税所得割課税世帯 77,100円以下	8,500
4	市民税所得割課税世帯 77,101円以上211,200円以下	8,500
5	市民税所得割課税世帯 211,201円以上	8,500

備 考

- この表の第3階層における「市町村民税所得割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 同一世帯において、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校3年生までの兄弟姉妹が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童がその

世帯における小学校3年生までの兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法の規定による被保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯（母子等）	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3	市町村民税所得割課税世帯（母子等） 48,600円未満	7,800	7,800	6,400	6,400
	市町村民税所得割課税世帯 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4	市町村民税所得割課税世帯 48,600円以上 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5	市町村民税所得割課税世帯 97,000円以上 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6	市町村民税所得割課税世帯 169,000円以上 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7	市町村民税所得割課税世帯 301,000円以上 397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8	市町村民税所得割課税世帯 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備 考

- 1 この表の第3階層から第8階層における「市町村民税所得割額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 3 この表の第2階層及び第3階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児

児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人口の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人口以降の場合は無料とする。

様式第1号（第3条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者氏名

㊞

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	氏名 (ふりがな)	生年月日	性別	保護者との続柄	障害者手帳の有無	
保護者住所・連絡先	(住所) (連絡先)					
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。					
認定区分・保育の希望の有無(※)	有	□2号(3～5歳) □3号(3歳未満)	:	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)		
	無	□1号(3～5歳)	:	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)		

(※)
 ・「保育所等」とは、保育所、認定子ども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同じ)。
 ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定子ども園(教育部分)をいいます。
 ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	前年度分(当年度分)市町村民税課税の有無	備考
子どもの世帯員	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
生活保護の適用の有無	適用無し・適用有り(年 月 日保護開始)						

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 (理由) □自宅付近 □職場付近 □通勤経路 □兄弟住所 □延長休日 □その他()	
	第2希望 (理由) □自宅付近 □職場付近 □通勤経路 □兄弟住所 □延長休日 □その他()	
	第3希望 (理由) □自宅付近 □職場付近 □通勤経路 □兄弟住所 □延長休日 □その他()	
	第4希望 (理由) □自宅付近 □職場付近 □通勤経路 □兄弟住所 □延長休日 □その他()	
	第5希望 (理由) □自宅付近 □職場付近 □通勤経路 □兄弟住所 □延長休日 □その他()	

○ 「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
 ○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復興 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況 (勤務先住所、通勤時間・日数等や疾病の状況など))	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復興 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況 (勤務先住所、通勤時間・日数等や疾病の状況など))	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	曜日から	曜日まで	時 分から 時 分まで

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報 (同一世帯者を含む) 及び世帯情報を見ることがあります。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 ㊞

*市町村記載欄

受付年月日	年 月 日	
認定の可否 (否とする理由)	認定者番号	認定区分等 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
年 月 日認定		
支給 (入所) の可否 (否とする理由)	支給 (利用) 期間	
<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型	自	年 月 日
	至	年 月 日
入所施設 (事業者) 名		
<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保 (<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		
備考		

*施設記載欄 (施設 (事業者) を経由して市町村へ提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設 (事業者) 名	(事業所番号:)
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約 (内定) の有無	有 (契約・内定 (年 月 日 契約 (内定))) ・ 無
備考	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

瑞穂市教育委員会

申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について、子ども・子育て支援法第20条第3項の規定により認定を行い、次のとおり子ども・子育て支援支給認定証を交付するので通知します。

子ども・子育て支援 支給認定証	
支給認定証番号	
支給認定子ども	氏名
	生年月日
支給認定保護者	氏名
	生年月日
	居住地
支給認定区分及び有効期間	
保育必要量	
保育の必要性の認定事由	
交付年月日	
交付機関名及び印	岐阜県瑞穂市教育委員会 印

- 備考
- この支給認定証は、必要に応じて、利用保育施設に提示していただく場合がありますので、大切に保管してください。
 - 上記の記載内容に変更が生じた場合は、支給認定証を添えて、速やかにその旨を届け出てください。
 - 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出て、支給認定証の再交付を受けてください。
 - 記載内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。
 - 職権による変更認定又は支給認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

瑞穂市教育委員会 印

支給認定却下通知書

申請のありました支給認定については、次の理由により却下しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定申請日	
却下の理由	
<p>(教示)</p> <p>この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第4号（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

瑞穂市教育委員会 印

支給認定処分延期通知書

次の理由により申請のありました支給認定に係る処分を延期しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定申請日	
処理見込期間	
延期の理由	
<p>(教示)</p> <p>この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第 5 号（第 6 条関係）

瑞穂市保育所条例施行規則（平成 22 年瑞穂市教育委員会規則第 11 号）

様式第 1 号の例による。

様式第 6 号（第 7 条関係）

瑞穂市保育所条例施行規則様式第 2 号による。

様式第7号（第10条関係）

年度 現況届

瑞穂市教育委員会 宛

提出年月日
年 月 日

申請に係る小学校就学前子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無	認定証番号
	(ふりがな)		男・女	有・無	
保護者住所・連絡先	(住所) (連絡先)				
保育の希望の有無(※)	有： 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む） 無： 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）				

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます（以下同じ）。
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	氏名	子どもの続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	同居・別居	備考
子どもの世帯員	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
生活保護の適用の有無	適用無し・適用有り（年 月 日保護開始）						
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで						

②保育の利用を必要とする理由等 ※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	曜日から	曜日まで	時 分から 時 分まで

③税情報等の提供に当たっての同意欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して開示することに同意します。

保護者氏名 ㊦

- 提出期限 年 月 日
- 提出場所
- 持参するもの
 - 支給認定証
 - 現況が証明できる書類
 - 印鑑

- ㊦ 太い枠を記入確認し、記入のうえ押印してください。
- ㊧ 字は楷書ではっきりと書いてください。

*受付年月日 年 月 日 *判定

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

瑞穂市保育所条例施行規則様式第 9 号による。

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者 住所
氏名
生年月日
連絡先

㊦

支給認定変更申請書

支給認定について次のとおり変更したいので、支給認定証及び関係書類を添えて、支給認定の変更の認定を申請します。

子どもの氏名及び生年月日		年 月 日生	保護者との続柄
変更事項	変更前	認定区分	
		保育必要量	
		支給認定の有効期間	
		利用者負担額に関する事項	
	変更後	認定区分	
		保育必要量	
		支給認定の有効期間	
		利用者負担額に関する事項	
変更の原因となった事由			
変更年月日			

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

㊦

様式第10号（第13条関係）

第 年 月 日
号

様

瑞穂市教育委員会 印

支給認定変更通知書

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定により支給認定の変更の認定を行いますので通知します。つきましては、支給認定証を下記のとおり提出してください。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定証を提出する必要がある理由	
支給認定証の提出先	
支給認定証の提出期限	
<p>(教示)</p> <p>この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会 印

支給認定取消通知書

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により支給認定の取消しを行いますので通知します。つきましては、支給認定証を下記のとおり返還してください。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定証を返還する必要がある理由	
支給認定証の返還先	
支給認定証の返還期限	
<p>(教示)</p> <p>この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者 住所
 氏名
 生年月日
 連絡先



支給認定申請内容変更届

次のとおり変更したので、支給認定証及び関係書類を添えて届出します。

子どもの氏名及び生年月日		年 月 日生	保護者との続柄	
変更事項	変更前	保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
	変更後	子どもの氏名		
		保護者との続柄		
		保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
	変更の理由			
	変更年月日			

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者 住所

氏名

印

生年月日

連絡先

支給認定証再交付申請書

次のとおり支給認定証の再交付を申請します。

子どもの氏名 及び生年月日	年 月 日生	保護者との続柄	
申請の理由	1 破損したため 2 汚損したため 3 紛失したため 4 その他（ ）		

注1 支給認定証を破損又は汚損の場合は、支給認定証を添えて申請してください。

2 支給認定証の再交付を受けた後、紛失した支給認定証を発見したときは、速やかに返還してください。

様式第14号（第18条関係）

特定教育・保育施設確認申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ						
	法人等名称（氏名）						
	主たる事務所の所在地・連絡先	(郵便番号 -)					
		(ビルの名称等)					
		電話番号			FAX番号		
		電子メールアドレス					
	法人等の種別				法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名	職名	フリガナ				
			氏名				
	代表者生年月日				代表就任年月日		
	代表者の住所・連絡先	(郵便番号 -)					
		(ビルの名称等)					
		電話番号			FAX番号		
	事業者番号						
事業開始（予定）年月日							
特定教育・保育施設の区分	区分					添付様式	
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼保連携型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼稚園型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（保育所型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（地方裁量型）						
	<input type="checkbox"/> 幼稚園（認定こども園を除く。）						
<input type="checkbox"/> 保育所（認定こども園を除く。）							

様式第15号（第18条関係）

特定地域型保育事業者確認申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

所在地

申請者 名称

代表者氏名

㊟

子ども・子育て支援法に規定する特定地域型保育事業に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ											
	法人等名称（氏名）											
	主たる事務所の所在地・連絡先	（郵便番号 — ）										
		（ビルの名称等）										
		電話番号					FAX番号					
		電子メールアドレス										
	法人等の種別						法人所轄庁					
	代表者の職名・氏名	職名			フリガナ							
					氏名							
	代表者生年月日					代表就任年月日						
	代表者の住所・連絡先	（郵便番号 — ）										
		（ビルの名称等）										
		電話番号					FAX番号					
	事業者番号											
事業開始（予定）年月日												
特定地域型保育事業の種類	種類										添付様式	
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業											
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業											
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業											
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業												

議案第4号

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、瑞穂市保育所の利用に関し必要な事項を定めるため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（利用の申込み）

第6条の2 条例第3条第1項の規定により保育所の利用の申込みは、保育所利用申込書（様式第1号）により教育委員会に申し込まなければならない。

（利用の内定等）

第6条の3 教育委員会は、保育の利用を内定したときは、施設利用内定通知書（様式第2号）により保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。

2 教育委員会は、保育の利用の不承諾をしたときは、施設利用不承諾通知書（様式第3号）により保育の利用児童の保護者に対し通知し、利用を認められない旨及びその理由等を記載するものとする。

3 教育委員会は、保育の利用期間の満了前に保育の利用児童の保育を必要とする事由の消滅、転出及び死亡等によって保育の利用を解約したときは、解約通知書（様式第4号）を保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。

第7条中「（様式第1号）」を「（様式第5号）」に改める。

第8条の2中「（様式第2号）」を「（様式第6号）」に改める。

第8条の3中「（様式第3号）」を「（様式第7号）」に、「保育児童」を「保育の利用児童」に改める。

第8条の4の次に次の1条を加える。

（保育料）

第8条の5 条例第6条第2項に規定する規則で定める額は、別表に定める基準により算定した額とする。

2 市長は、前項の規定により決定した保育料を利用契約決定通知書（様式第8号）により扶養義務者等に対し通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により決定した保育料を変更する必要があると認めるときは、利用者負担額変更通知書（様式第9号）により扶養義務者等に対し通知するものとする。

第9条第1項中「（様式第4号）」を「（様式第10号）」に改める。

第13条第1項中「、保育児童」を「、保育の利用児童」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条の5関係）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯（母子等）	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3	市町村民税所得割課税世帯（母子等） 所得割額48,600円未満	7,800	7,800	6,400	6,400
	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 48,600円以上97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 97,000円以上169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 169,000円以上301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 301,000円以上397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備 考

- この表の第3階層から第8階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- この表の3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- この表の第2階層及び第3階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

様式第4号を様式第10号とし、様式第1号から様式第3号までを4様式ずつ繰り下げ、様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第8号（第8条の5関係）

第 年 月 日 号

様

岐阜県瑞穂市長



利用契約決定通知書

下記のとおり利用施設が決定しましたので通知します。

記

施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日等	
利用する施設（事業者）の名称及び所在地	
利用契約日	
利用開始日	
保育料の月額	

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が上曜日、日曜日、祝日（以下「休日等」という。）の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定（指定代理）金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第9号（第8条の5関係）

第 年 月 日
号

様

岐阜県瑞穂市長



利用負担額変更通知書

下記のとおり保育料（月額）を変更しますので通知します。

記

施設（事業者）を利用している子どもの氏名及び生年月日		
利用している施設（事業者）の名称及び所在地		
変更年月		
変更内容	変更前	変更後
支給認定区分		
保育必要量		
階層		
多子軽減区分		
保育料の月額		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

附則の次に次の4様式を加える。

(表)

年度 瑞穂市保育所利用申込書

受付場所	受付番号
受付年月日	世帯番号

○ 利用を希望する保育所 (入枠の中を記入してください)

第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	保育の利用を希望する期間	年	月	日	年	月	日	日まで	希望保育時間	時	分	時	分	まで	延長
保育所 (保育園、保育・教育センター)	保育所 (保育園、保育・教育センター)	保育所 (保育園、保育・教育センター)	保育所 (保育園、保育・教育センター)	保育所 (保育園、保育・教育センター)	平成				平成				希望保育時間						
希望理由	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由															
保育を必要とする事由 (城西参照) 父 () 母 () 祖父 () 祖母 () () () () ()																			

※ 普通保育時間 (8時～16時) を超える場合は別に申込が必要です。

○ 利用児童の家庭の状況

区分	氏名	生年月日	性別	職業	勤務先・住所・電話番号	備考
利用児童	本人	平・	男・女	(学生は学年)	(内職従事者はその委託者の会社業名又は氏名)	(働かない児童(者)のいる世帯、生活保護世帯、母子・父子世帯等のかたは、その旨を、育児休業終了(予定)のかたは、復職予定年月日を記入してください)
利用児童の世帯員		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
瑞穂市へ転入予定のかた	転入予定日	平成	年	月	日	転入予定住所
						瑞穂市 番地

○ 同居していない祖父母の状況 (緊急時の連絡先)

住所	母方	父方	備考
祖父 氏名 祖母 氏名	祖父 氏名 祖母 氏名	祖父 氏名 祖母 氏名	
(TEL) - - - - -	(TEL) - - - - -	(TEL) - - - - -	

1.記のとおり利用させていただきます。なお、保育料決定に当たり、利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

郵便番号

年 月 日

住所

瑞穂市教育委員会 宛

氏名 (保護者)

☎ 電話番号 () - -

緊急連絡先 (村)

(父) - -

(母) - -

(裏)

記入上の注意

- (1) 「利用を希望する保育所」の欄は、必ず第5希望までの保育所名と希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、距離が近いため等）を記入してください。
- (2) 「保育の利用を希望する期間」には、(3)の保育を必要とする事由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。「希望保育時間」は希望する保育時間を記入してください。
- (3) 保育所を利用できる基準は、下の表に掲げるような場合です。「保育を必要とする事由」の欄に、下の表の①から⑩までに掲げるいずれかの場合に該当するか判断して、その番号をすべて記入してください。また、その具体的な状況を確認できる「状況証明書」及び必要な証明書を必ず添付してください。
- (4) 「利用児童」の欄は、「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- (5) 「利用児童の世帯員」の欄は、利用児童以外の利用児童の両親及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で利用児童の他に保育所を利用している者がいる場合は、利用中の保育所名を「勤務先」欄に記入してください。

保育を必要とする事由

次のいずれか以上の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合です。

- ① 労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む。・時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）すること
を常態とすること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む。）していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ その他、①から⑨までに類するものとして市長が認める事由に該当すること。

◎ 保育所の利用については、

- ・ 保育を必要とする事由に該当しないために利用が認められない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する保育所を利用できない場合
 - ・ 保育を必要とする事由の該当事由により保育の利用期間が希望に添えない場合
- } がありますから、あらかじめご了承ください。

○ 利用申込の承諾

保育の 必要性 の要否	要・否 (理由)	年 月 日 承諾	保育の 利用期間	自 至	年 月 日	年 月 日	父 母 () 祖 父 () 祖 母 ()	利 用 保 育 所	備 考
-------------------	-------------	----------	-------------	-----	-------	-------	-------------------------------	--------------	-----

様式第2号（第6条の3関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



施設利用内定通知書

下記の施設の利用が内定しましたので通知します。

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
内定利用開始日	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号（第6条の3関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



施設利用不承諾通知書

申し込みのありました施設・事業所の利用については、次の理由により利用できませんので通知します。

記

利用できない子どもの氏名及び生年月日	
利用希望する施設（事業者）の名称及び所在地	
理由	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第4号（第6条の3関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



解約通知書

次のとおり解約しましたので通知します。

記

解約する子どもの氏名及び生年月日	
解約する施設（事業者）の名称及び所在地	
解約日	
理由	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則の廃止)

2 瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第12号）は、廃止する。

(準備行為)

3 保育所の利用に関して必要な手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

瑞穂市保育所条例施行規則(平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(利用の申込み)</p> <p><u>第6条の2</u> 条例第3条第1項の規定により保育所の利用の申込みは、保育所利用申込書(様式第1号)により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>(利用の内定等)</p> <p><u>第6条の3</u> 教育委員会は、保育の利用を内定したときは、施設利用内定通知書(様式第2号)により保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、保育の利用の不承諾をしたときは、施設利用不承諾通知書(様式第3号)により保育の利用児童の保護者に対し通知し、利用を認められない旨及びその理由等を記載するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、保育の利用期間の満了前に保育の利用児童の保育を必要とする事由の消滅、転出及び死亡等によって保育の利用を解除したときは、施設利用解除通知書(様式第4号)を保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。</p> <p>(私的契約児の入所)</p> <p>第7条 条例第3条第2項の規定により私的契約児の入所を希望する者は、保育所入申込書(私的契約児分)(様式第5号)により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>(延長保育の申込み)</p>	<p>(私的契約児の入所)</p> <p>第7条 条例第3条第2項の規定により私的契約児の入所を希望する者は、保育所入申込書(私的契約児分)(様式第1号)により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>(延長保育の申込み)</p>

<p>第8条の2 保育時間の延長を希望するときは、保育所延長保育申込書(様式第6号)により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>(延長保育の承諾)</p> <p>第8条の3 教育委員会は、保育時間の延長を承諾したときは、保育所延長保育承諾書(様式第7号)により、<u>保育の利用児童の保護者</u>に対し通知するものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第8条の5 条例第6条第2項に規定する規則で定める額は、別表に定める基準により算定した額とする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により決定した保育料を利用契約決定通知書(様式第8号)により扶養義務者等に対し通知するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により決定した保育料を変更する必要があると認めたときは、利用者負担額変更通知書(様式第9号)により扶養義務者等に対し通知するものとする。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第9条 条例第7条の規定により保育料等の減免を受けようとする者は、保育所保育料等減免申込書(様式第9号)に減免申込みの理由を証する旨類を添えて、瑞穂市長に申し込まなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(事故等の発生)</p> <p>第13条 保育所長は、<u>保育の利用児童</u>、<u>私的契約児及び一時預かり事業利用児童</u>に傷害又は死亡事故若しくは集団的疾病が発生したときは、速や</p>	<p>第8条の2 保育時間の延長を希望するときは、保育所延長保育申込書(様式第2号)により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>(延長保育の承諾)</p> <p>第8条の3 教育委員会は、保育時間の延長を承諾したときは、保育所延長保育承諾書(様式第3号)により、<u>保育児童</u>の保護者に対し通知するものとする。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第9条 条例第7条の規定により保育料等の減免を受けようとする者は、保育所保育料等減免申込書(様式第4号)に減免申込みの理由を証する旨類を添えて、瑞穂市長に申し込まなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(事故等の発生)</p> <p>第13条 保育所長は、<u>保育児童</u>、<u>私的契約児及び一時預かり事業利用児童</u>に傷害又は死亡事故若しくは集団的疾病が発生したときは、速や</p>
<p>第8条の2 保育時間の延長を希望するときは、保育所延長保育申込書(様式第6号)により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>(延長保育の承諾)</p> <p>第8条の3 教育委員会は、保育時間の延長を承諾したときは、保育所延長保育承諾書(様式第7号)により、<u>保育の利用児童の保護者</u>に対し通知するものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第8条の5 条例第6条第2項に規定する規則で定める額は、別表に定める基準により算定した額とする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により決定した保育料を利用契約決定通知書(様式第8号)により扶養義務者等に対し通知するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により決定した保育料を変更する必要があると認めたときは、利用者負担額変更通知書(様式第9号)により扶養義務者等に対し通知するものとする。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第9条 条例第7条の規定により保育料等の減免を受けようとする者は、保育所保育料等減免申込書(様式第9号)に減免申込みの理由を証する旨類を添えて、瑞穂市長に申し込まなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(事故等の発生)</p> <p>第13条 保育所長は、<u>保育の利用児童</u>、<u>私的契約児及び一時預かり事業利用児童</u>に傷害又は死亡事故若しくは集団的疾病が発生したときは、速や</p>	<p>第8条の2 保育時間の延長を希望するときは、保育所延長保育申込書(様式第2号)により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>(延長保育の承諾)</p> <p>第8条の3 教育委員会は、保育時間の延長を承諾したときは、保育所延長保育承諾書(様式第3号)により、<u>保育児童</u>の保護者に対し通知するものとする。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第9条 条例第7条の規定により保育料等の減免を受けようとする者は、保育所保育料等減免申込書(様式第4号)に減免申込みの理由を証する旨類を添えて、瑞穂市長に申し込まなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(事故等の発生)</p> <p>第13条 保育所長は、<u>保育児童</u>、<u>私的契約児及び一時預かり事業利用児童</u>に傷害又は死亡事故若しくは集団的疾病が発生したときは、速や</p>

かに応急措置を講ずるとともに、その事情を教育委員会に報告しなければならぬ。

2 略

別表

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

階層区分	定義	保育料(月額)			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
			円		円
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯(母子等)	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
	市町村民税課税世帯(母子等)	7,800	7,800	6,400	6,400
3	市町村民税課税世帯 所得割額48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4	市町村民税課税世帯 所得割額60,000円以上97,000円未満	15,000	15,000	15,000	13,000
5	市町村民税課税世帯 所得割額97,000円以上169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6	市町村民税課税世帯 所得割額169,000円以上301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000

かに応急措置を講ずるとともに、その事情を教育委員会に報告しなければならぬ。

2 略

	出未滿				
7	市町村民税課税世帯 所得 割額301,000円以上397,000 円未滿	44,000	44,000	23,000	23,000
8	市町村民税課税世帯 所得 割額397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備考

- 1 この表の第3階層から第8階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 3 この表の第2階層及び第3階層の母了等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

- 4 同一世帯において、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額(10月未満の端数は切り替える。)、3人目以降の場合は無料とする。

様式第1号(第6条の2関係)

別紙のとおり

(表)

年度 瑞穂市保育所利用申込書

受付場所	受付番号
受付年月日	世帯番号

○ 利用を希望する保育所 (入枠の中を記入してください)

第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	保育の利用を希望する期間	年	月	日	年	月	日	日まで	希望保育時間	時	分	秒	延長
保育所 (保育園、保育・教育センター)	保育所 (保育園、保育・教育センター)	保育所 (保育園、保育・教育センター)	保育所 (保育園、保育・教育センター)	保育所 (保育園、保育・教育センター)	平成				平成				希望保育時間				
希望理由	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由									希望保育時間				
希望理由	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由									希望保育時間				
希望理由	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由									希望保育時間				
希望理由	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由									希望保育時間				

※ 普通保育時間 (8時～16時) を超える場合は別に申込が必要です。

○ 利用児童の家庭の状況

区分	氏名	生年月日	性別	職業	勤務先・住所・電話番号	備考
利用児童	本人	平・	男・女	(学生は学年)	(内職従事者はその委託者の会社業名又は氏名)	(働かない児童(者)のいる世帯、生活保護世帯、母子・父子世帯等のかたは、その旨を、育児休業終了(予定)のかたは、復職予定(月)日を記入してください)
利用児童の世帯員		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
		平・昭・大	男・女			
瑞穂市へ転入予定のかた	転入予定日	平成	年	月	日	
	転入予定住所	瑞穂市				番地

○ 同居していない祖父母の状況 (緊急時の連絡先)

住所	母方	住所	備考
祖父 氏名 祖母 氏名	祖父 氏名 祖母 氏名	(住)	

1.記のとおり利用させていただきます。なお、保育料決定に当たり、利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

郵便番号

年 月 日

住所

瑞穂市教育委員会 宛

氏名 (保護者)

☎ 電話番号 ()

緊急連絡先 (村)

(父)

(母)

(裏)

記入上の注意

- (1) 「利用を希望する保育所」の欄は、必ず第5希望までの保育所名と希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、距離が近いため等）を記入してください。
- (2) 「保育の利用を希望する期間」には、(3)の保育を必要とする事由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。「希望保育時間」は希望する保育時間を記入してください。
- (3) 保育所を利用できる基準は、下の表に掲げるような場合です。「保育を必要とする事由」の欄に、下の表の①から⑩までに掲げるいずれかの場合に該当するか判断して、その番号をすべて記入してください。また、その具体的な状況を確認できる「状況証明書」及び必要な証明書を必ず添付してください。
- (4) 「利用児童」の欄は、「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- (5) 「利用児童の世帯員」の欄は、利用児童以外の利用児童の両親及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で利用児童の他に保育所を利用している者がいる場合は、利用中の保育所名を「勤務先」欄に記入してください。

保育を必要とする事由

次のいずれか以上の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合です。

- ① 労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む。・時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）すること
を常態とすること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む。）していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ その他、①から⑨までに類するものとして市長が認める事由に該当すること。

◎ 保育所の利用については、

- ・ 保育を必要とする事由に該当しないために利用が認められない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する保育所を利用できない場合
 - ・ 保育を必要とする事由の該当事由により保育の利用期間が希望に添えない場合
- が あり ます け れ ば、 あ ら か じ め ご 了 承 く だ さ い。

○ 利用申込の承諾

保育の 必要性 の要否	要・否 (理由)	年 月 日 承諾	保 育 の 利 用 期 間	自 至	年 月 日	年 月 日	父 母 () 祖 父 () 祖 母 ()	利 用 保 育 所	備 考
-------------------	-------------	----------	------------------	-----	-------	-------	-------------------------------	--------------	-----

様式第2号(第6条の3関係)

第 年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

施設利用内定通知書

下記の施設の利用が内定しましたので通知します。

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
内定利用開始日	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができません。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号(第6条の3関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



施設利用不承諾通知書

申し込みのありました施設・事業所の利用については、次の理由により利用できませんので通知します。

記

利用できない子どもの氏名 及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
理由	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができず。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第4号(第6条の3関係)

第 号

年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

解約通知書

次のとおり解約しましたので通知します。

記

解約する子どもの氏名及び 生年月日	
解約する施設（事業者）の 名称	
解約日	
理由	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができません。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第5号(第7条関係)

略

様式第1号(第7条関係)

略

様式第6号(第8条の2関係)

略

様式第7号(第8条の3関係)

略

様式第8号(第8条の5関係)

様式第2号(第8条の2関係)

略

様式第3号(第8条の3関係)

略

第 年 月 日

様

岐阜県瑞穂市長

印

利用契約決定通知書

下記のとおり利用施設が決定しましたので通知します。

記

施設(事業者)を利用する 子どもの氏名及び生年月日 等	
利用する施設(事業者)の 名称及び所在地	
利用契約年月日	
利用開始日	
保育料の月額	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の


翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第9号(第8条の5関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県瑞穂市長 

利用者負担額変更通知書

次のとおり保育料(月額)を変更しますので通知します。

記

施設(事業者)を利用して いる子どもの氏名及び生年 月日	
利用している施設(事業者) の名称及び所在地	
変更年月	
変更内容	変更前 変更後
支給認定区分	
保育必要量	

階層		
多子軽減区分		
保育料の月額		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができず。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第10号(第9条関係)

略

様式第4号(第9条関係)

略

議案第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正を行うもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(瑞穂市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 瑞穂市教育委員会公告式規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

(瑞穂市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 瑞穂市教育委員会会議規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削る。

第6条の見出し及び同条中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条を第2条とする。

第7条を削る。

第8条第1項中「会議」を「教育委員会の会議(以下「会議」という。)」に改め、同条第3項中「委員長」を「教育長」に、「委員2人以上」を「委員の定数の3分の1以上の委員」に改め、同条を第3条とする。

第9条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第4条とする。

第10条第1項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第5条とする。

第11条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第6条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第7条とする。

第13条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第14条第2号中「前回会議録」を「前回会議の議事録」に改め、同条第3号中「会議録」を「議事録」に改め、同条を第9条とする。

第15条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とする。

第16条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第17条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第18条第1項及び第2項ただし書中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第13条とする。

第19条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第14条とする。

第20条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条を第15条とする。

第21条第2項ただし書中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第16条とする。

第22条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第17条とし、第23条を第18条とし、第24条を第19条とする。

第25条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第20条とし、第26条を第21条とする。

第27条の見出しを「（議事録）」に改め、同条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第22条とする。

第28条第1項中「会議録」を「議事録」に改め、同項第7号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に、「会議録」を「議事録」に改め、同条を第23条とする。

第29条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第24条とする。

第30条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第25条とする。

（瑞穂市教育委員会傍聴規則の一部改正）

第3条 瑞穂市教育委員会傍聴規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」を「第18条」に改める。

第3条、第4条第3号、第5条第1項第5号及び第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第6条中「委員長」を「教育長」に、「第22条」を「第17条」に改める。

第7条の見出し、同条及び第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

（瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部改正）

第4条 瑞穂市教育委員会事務局処務規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則

第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第6条第3項中「するとともに、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理」を削る。

(瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第5条 瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(報告)

第5条 教育長は、第1条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則の規定による改正後の瑞穂市教育委員会公告式規則、瑞穂市教育委員会会議規則、瑞穂市教育委員会傍聴規則、瑞穂市教育委員会事務局処務規則及び瑞穂市教育委員会事務委任規則の規定は適用せず、改正前の瑞穂市教育委員会公告式規則、瑞穂市教育委員会会議規則、瑞穂市教育委員会傍聴規則、瑞穂市教育委員会事務局処務規則及び瑞穂市教育委員会事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 24 日

瑞穂市教育委員会委員長

瑞穂市教育委員会規則第 2 号

瑞穂市教育委員会公告式規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(総則)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則を公布するときは、番号、公布文、年月日及び教育委員会名を記入して、<u>教育長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則を公布するときは、番号、公布文、年月日及び教育委員会名を記入して、<u>委員長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 略</p>

瑞穂市教育委員会会議規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(教育長及び委員の辞職)</p> <p>第2条 教育長及び委員が辞職しようとするときは、文書による辞職願を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(<u>委員長の選挙</u>)</p> <p>第2条 委員長の選挙は、教育委員会の会議(以下「会議」という。)において無記名投票により行い、有効投票の最多票を得た者を当選人とする。ただし、有効投票の最多票を得た者が2人以上あるときは、これらのうちで当選人を定めるものとする。</p> <p>(<u>委員長職務代理者の指定</u>)</p> <p>第3条 委員長職務代理者の指定は、前条の規定を準用する。</p> <p>(<u>委員長職務の代行</u>)</p> <p>第4条 委員長及び委員長職務代理者ともに事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうち最年長である者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(<u>委員長等の辞職</u>)</p> <p>第5条 委員長及び委員長職務代理者は、教育委員会の同意を得て、辞職することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、文書による辞職願を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(<u>委員</u> の辞職)</p> <p>第6条 委員 が辞職しようとするときは、文書による辞職願を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(<u>教育長の任命</u>)</p>

<p>第7条 <u>教育長の任命は、会議において決定しなければならない。</u></p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第8条 <u>会議</u> は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、<u>委員長が必要と認めたととき、又は委員2人以上</u>から書面で会議に付すべき事件を示して会議の招集の請求があったときに招集する。</p> <p>(招集方法)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 会議の招集を行った場合は、<u>委員長は、直ちに会議の開催場所及び日時を告示するものとする。</u></p> <p>(参集等)</p> <p>第10条 <u>委員</u> は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、指定の時刻までに参集できないとき、又は招集に応じることができないときは、その旨に事由を付して、あらかじめ<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(委員の議席)</p> <p>第11条 <u>委員の議席は、委員長が定める。</u></p> <p>(開会等の宣告)</p>	<p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第3条 <u>教育委員会の会議(以下「会議」という。)</u>は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、<u>教育長が必要と認めたととき、又は委員の定数の3分の1以上</u>の委員から書面で会議に付すべき事件を示して会議の招集の請求があったときに招集する。</p> <p>(招集方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会議の招集を行った場合は、<u>教育長は、直ちに会議の開催場所及び日時を告示するものとする。</u></p> <p>(参集等)</p> <p>第5条 <u>教育長及び委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</u></p> <p>2 委員は、指定の時刻までに参集できないとき、又は招集に応じることができないときは、その旨に事由を付して、あらかじめ<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(委員の議席)</p> <p>第6条 <u>委員の議席は、教育長が定める。</u></p> <p>(開会等の宣告)</p>
--	---

<p><u>第7条</u> 開会、休憩、延会、閉会等は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p> <p>(定足数に関する措置)</p> <p><u>第8条</u> <u>教育長</u>は、指定の時刻を相当に経過してもなお出席委員が定足数に達しないとき、又は開会後出席委員が定足数を欠くに至ったときは、延会又は休憩を宣告することができる。</p> <p>(会議の順序)</p> <p><u>第9条</u> 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 前回会議の議事録の承認 (3) 議事録署名者の指名 (4)～(7) 略 <p>(議案の提出)</p> <p><u>第10条</u> 委員が議案を提出しようとするときは、その理由を付して、あらかじめ文書により<u>教育長</u>に提出しなければならない。ただし、<u>教育長</u>が急を要すると認められたもの、又は簡易なものは、この限りでない。</p> <p>(動議)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>2 前項の規定により動議の提出があったときは、<u>教育長</u>は、会議に諮り、これを議題とする。</p> <p>(発言等)</p> <p><u>第12条</u> 発言しようとする者は、<u>教育長</u>の許可を得て、発言しなければ</p>	<p><u>第12条</u> 開会、休憩、延会、閉会等は、<u>委員長</u>がこれを宣告する。</p> <p>(定足数に関する措置)</p> <p><u>第13条</u> <u>委員長</u>は、指定の時刻を相当に経過してもなお出席委員が定足数に達しないとき、又は開会後出席委員が定足数を欠くに至ったときは、延会又は休憩を宣告することができる。</p> <p>(会議の順序)</p> <p><u>第14条</u> 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 前回会議録の承認 (3) 会議録署名者の指名 (4)～(7) 略 <p>(議案の提出)</p> <p><u>第15条</u> 委員が議案を提出しようとするときは、その理由を付して、あらかじめ文書により<u>委員長</u>に提出しなければならない。ただし、<u>委員長</u>が急を要すると認められたもの、又は簡易なものは、この限りでない。</p> <p>(動議)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>2 前項の規定により動議の提出があったときは、<u>委員長</u>は、会議に諮り、これを議題とする。</p> <p>(発言等)</p> <p><u>第17条</u> 発言しようとする者は、<u>委員長</u>の許可を得て、発言しなければ</p>
--	--

<p>ならない。</p>	<p>ならない。</p>
<p>2 2人以上の者が発言を求めたときは、<u>教育長</u>は、先に発言を求めたと認める者から順に発言を許可するものとする。</p>	<p>2 2人以上の者が発言を求めたときは、<u>委員長</u>は、先に発言を求めたと認める者から順に発言を許可するものとする。</p>
<p>3 略 (議事の審議)</p>	<p>3 略 (議事の審議)</p>
<p><u>第13条</u> 会議に付する事件を議題とするときは、<u>教育長</u>は、その旨を宣告する。</p>	<p><u>第18条</u> 会議に付する事件を議題とするときは、<u>委員長</u>は、その旨を宣告する。</p>
<p>2 議事は、一議題ごとに付議しなければならない。ただし、<u>教育長</u>が必要と認めるときは、数件の議題を一括して審議することができる。 (採決の宣告)</p>	<p>2 議事は、一議題ごとに付議しなければならない。ただし、<u>委員長</u>が必要と認めるときは、数件の議題を一括して審議することができる。 (採決の宣告)</p>
<p><u>第14条</u> <u>教育長</u>は、議題について論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決する旨を宣告しなければならない。 (採決の方法)</p>	<p><u>第19条</u> <u>委員長</u>は、議題について論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決する旨を宣告しなければならない。 (採決の方法)</p>
<p><u>第15条</u> 採決は、<u>教育長</u>が順次各委員の賛否の意見を求めて行う。ただし、<u>教育長</u>が必要と認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の投票により採決することができる。</p>	<p><u>第20条</u> 採決は、<u>委員長</u>が順次各委員の賛否の意見を求めて行う。ただし、<u>委員長</u>が必要と認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の投票により採決することができる。</p>
<p>2 採決のとき議場にいる<u>委員長及び委員</u>は、採決に加わらなければならない。 (採決の順位)</p>	<p>2 採決のとき議場にいる<u>委員</u>は、採決に加わらなければならない。 (採決の順位)</p>
<p><u>第16条</u> 略</p> <p>2 2以上の修正案があるときは、原案に最も速いものから順次採決する</p>	<p><u>第21条</u> 略</p> <p>2 2以上の修正案があるときは、原案に最も速いものから順次採決する</p>

<p>ものとする。ただし、その区分が明らかでないときは、<u>教育長</u>がこれを決する。</p> <p>(会議を公開しない場合の手続)</p> <p><u>第17条</u> 会議を公開しないこととする場合は、<u>教育長</u>は、この旨を宣告し、傍聴人及び<u>教育長</u>が指定する者以外の者を、すべて退場させなければならぬ。</p> <p>(傍聴)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(請願)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p><u>第20条</u> 請願書が提出されたときは、<u>教育長</u>は、会議に付してその採否を議決しなければならぬ。</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第22条</u> <u>議事録</u>は、<u>教育長</u>があらかじめ指定した教育委員会事務局職員が調製する。</p> <p>2 <u>議事録</u>には、<u>教育長</u>及び<u>教育長</u>が指名する委員1人が署名する。</p> <p><u>第23条</u> <u>議事録</u>には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) その他<u>教育長</u>又は会議において必要と認められた事項</p> <p>2 <u>教育長</u>は、<u>議事録</u>に記載した事項に関し、委員から異議の申出があつ</p>	<p>ものとする。ただし、その区分が明らかでないときは、<u>委員長</u>がこれを決する。</p> <p>(会議を公開しない場合の手続)</p> <p><u>第22条</u> 会議を公開しないこととする場合は、<u>委員長</u>は、この旨を宣告し、傍聴人及び<u>委員長</u>が指定する者以外の者を、すべて退場させなければならぬ。</p> <p>(傍聴)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(請願)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p><u>第25条</u> 請願書が提出されたときは、<u>委員長</u>は、会議に付してその採否を議決しなければならぬ。</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>(会議録)</p> <p><u>第27条</u> <u>会議録</u>は、<u>委員長</u>があらかじめ指定した教育委員会事務局職員が調製する。</p> <p>2 <u>会議録</u>には、<u>委員長</u>及び<u>委員長</u>が指名する委員1人が署名する。</p> <p><u>第28条</u> <u>会議録</u>には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) その他<u>委員長</u>又は会議において必要と認められた事項</p> <p>2 <u>委員長</u>は、<u>会議録</u>に記載した事項に関し、委員から異議の申出があつ</p>
--	--

<p>たときは、これを会議に諮って決定する。</p> <p>(関係者等の出席)</p> <p>第24条 教育長は、所管事務遂行のため必要があると認めるときは、会議に諮り、関係者等の出席を求めることができる。</p> <p>2 前項の関係者等は、教育長及び委員の質問に対して、意見等を述べることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。</p>	<p>たときは、これを会議に諮って決定する。</p> <p>(関係者等の出席)</p> <p>第29条 委員長は、所管事務遂行のため必要があると認めるときは、会議に諮り、関係者等の出席を求めることができる。</p> <p>2 前項の関係者等は、委員長及び委員の質問に対して、意見等を述べることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。</p>
---	---

瑞穂市教育委員会傍聴規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瑞穂市教育委員会会議規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第2号)以下「会議規則」という。)第18条の規定に基づき、瑞穂市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴人数の制限)</p> <p>第3条 <u>教育長</u>は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>が傍聴を不適当と認めた者(傍聴人の遵守事項等)</p> <p>第5条 傍聴人は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>が必要と認め、指示したこと。</p> <p>2 <u>教育長</u>は前項各号の事項を守らない者があるときは、これを制止し、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瑞穂市教育委員会会議規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第2号)以下「会議規則」という。)第23条の規定に基づき、瑞穂市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴人数の制限)</p> <p>第3条 <u>委員長</u>は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>委員長</u>が傍聴を不適当と認めた者(傍聴人の遵守事項等)</p> <p>第5条 傍聴人は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>委員長</u>が必要と認め、指示したこと。</p> <p>2 <u>委員長</u>は前項各号の事項を守らない者があるときは、これを制止し、</p>

<p>これに従わない場合は、退場を命ずることができる。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第6条 傍聴人は、<u>教育長</u>が会議規則第17条に規定する会議の非公開を宣告したとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(<u>教育長の指示</u>)</p> <p>第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p>	<p>これに従わない場合は、退場を命ずることができる。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第6条 傍聴人は、<u>委員長</u>が会議規則第22条に規定する会議の非公開を宣告したとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(<u>委員長の指示</u>)</p> <p>第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮って定める。</p>
---	---

瑞穂市教育委員会事務局処務規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき、瑞穂市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織、職員の職その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育次長)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育次長は、教育長の命を受け、事務局の事務を総理し、事務局の職員を指揮監督する。_____する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第18条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき、瑞穂市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織、職員の職その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育次長)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育次長は、教育長の命を受け、事務局の事務を総理し、事務局の職員を指揮監督するとともに、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>

瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(報告)</p> <p>第5条 教育長は、第1条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。</p>	

議案第6号

瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に関する規程の一部を改正する告示について

瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に関する規程の一部を改正する規程案を別紙のとおり提出する。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に
関する規程の一部を改正する告示

瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する事務を行う職員の指定に
関する規程（平成24年瑞穂市教育委員会告示第16号）の一部を次のように
改正する。

第1条中「第19条第8項」を「第18条第8項」に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会教育行政に係る相談に関する規程(平成24年瑞穂市教育委員会告示第16号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第8項の規定に基づき、瑞穂市教育委員会の事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員(以下「指定職員」という。)の指定について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条第8項の規定に基づき、瑞穂市教育委員会の事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員(以下「指定職員」という。)の指定について必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第7号

瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

瑞穂市教育委員会公印規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表瑞穂市教育委員会委員長印及び瑞穂市教育委員会委員長職務代理者印の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則の規定による改正後の瑞穂市教育委員会公告式規則、瑞穂市教育委員会会議規則、瑞穂市教育委員会傍聴規則、瑞穂市教育委員会事務局処務規則及び瑞穂市教育委員会事務委任規則の規定は適用せず、改正前の瑞穂市教育委員会公告式規則、瑞穂市教育委員会会議規則、瑞穂市教育委員会傍聴規則、瑞穂市教育委員会事務局処務規則及び瑞穂市教育委員会事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。

瑞穂市教育委員会公印規程(平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

改正後 (案)										現行									
別表(第4条関係)										別表(第4条関係)									
公印の名称	書体	寸法 mm	形状	個数	使用目的	公印保管責任者	公印の名称	書体	寸法 mm	形状	個数	使用目的	公印保管責任者						
瑞穂市教育委員会印	篆書	方24	正方形	1	文書・ 一般用	教育総務課長	瑞穂市教育委員会印	篆書	方24	正方形	1	文書・ 一般用	教育総務課長						
							瑞穂市教育委員会委員印	古印 体	方18	正方形	1	文書・ 一般用	教育総務課長						
							瑞穂市教育委員会委員長印	古印 体	方18	正方形	1	文書・ 一般用	教育総務課長						
							瑞穂市教育委員会委員職務代理者印	古印 体	方18	正方形	1	文書・ 一般用	教育総務課長						
瑞穂市教育委員会教育長印	古印 体	方18	正方形	1	文書・ 一般用	教育総務課長	瑞穂市教育委員会教育長印	古印 体	方18	正方形	1	文書・ 一般用	教育総務課長						
							瑞穂市文化財審議会 長印	古印 体	方18	正方形	1	文書・ 一般用	生涯学習課長						

議案第 8 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を
別紙のとおり提出する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

放課後児童クラブの開設時間を延長するため、市教育委員会規則の改正を行
うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表本田小校区放課後児童クラブの項中「40」を「50」に改め、
同表牛牧小校区放課後児童クラブの項中「40」を「60」に改める。

第5条第1項第2号中「午後6時まで。」を「午後6時まで」に改め、同号
ただし書を削り、同項第3号中「午前7時30分」を「午前8時30分」に改
め、同項第4号中「午後6時まで。」を「午後6時まで」に改め、同号た
だし書を削り、同条第2項中「変更する」の前に「午前の時間帯にあっては午前7
時30分から午前8時30分まで若しくは午後の時間帯にあっては午後6時か
ら午後7時まで延長又は」を加える。

第7条第3項中「前項」を「第2項又は前項」に改め、「保育料」の次に
「又は延長保育料（以下単に「保育料」という。）」を加え、「（様式第3号
の2）」を「（様式第3号の5）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2
項の次に次の2項を加える。

3 開設時間を延長して行う保育（以下「延長保育」という。）の利用申込み
は、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書（様式第3号の2）及び勤
務に関する証明書（様式第3号の3）を添えて行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による利用申込みがあった場合は、利用の可否
を決定し、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書（様
式第3号の4）により申込者に通知するものとする。

第11条第2項を次のように改める。

2 延長保育の利用の中止を希望する場合は、当該児童の保護者等は、瑞穂市
放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書（様式第8号）を教育委員会に届
け出なければならない。

様式第1号から様式第3号の2までを次のように改める。

年度 瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書

(A枠の中を記入してください。)

受付場所	受付番号
受付年月日	世帯番号

○ 利用を希望する児童について

児童名	フリガナ	性別
生年月日	年月日	性 別

○利用するクラブについて

小学校名 (利用クラブ)	小学校 年生	クラブの利用を希望する期間	() 平日利用 月から () 土曜日利用 月から 希望する期間に○を、希望しない期間に×をつけてください。 学年給休業日は 年4月の春休み、学年末休業日は 年3月の春休みです。
変更事項			

○ 利用児童の家庭の状況

フリガナ 氏 名 (申込児童を除く。)	利用児童 との続柄	生年月日	性別	職 業 (学生は学年)	勤務先・住所・電話番号	備 考
利用児童の世帯員						
利用児童の様子 (既往症、発達面、行動面での習熟など 指導員は知っておいてもらいたいこと)						

家庭状況 (緊急時の連絡先)	父方 住所 (TEL. — —) 祖父 氏名 祖母 氏名 その他 氏名
母方 住所 (TEL. — —) 祖父 氏名 祖母 氏名 その他 氏名	
同居していない祖父母について	
備考	

※母子若しくは父子世帯の方、生活保護を受けている方又は市民税が非課税の方は、その旨を備考欄に記入してください。

上記のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用したいので申し込みます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

瑞穂市教育委員会 宛

年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名 (保護者)

☎ 電話番号

緊急

緊急

様式第2号（第7条関係）

年度分

状況証明書（瑞穂市放課後児童クラブ）

世帯番号

—

受付番号

利用児童氏名		小学校名 (利用クラブ)	小学校	年生
--------	--	-----------------	-----	----

証明対象者

父親・母親・祖父・祖母（いずれかを○で囲んでください）	氏名
-----------------------------	----

下記に就労内容を記入してください。また、次のいずれかの添付書類を添付してください。

【添付書類】

- ① 健康保険証（国民健康保険証、事業所名等の記載のないものは不可）又は源泉徴収票（確定申告書）の写し等、就労が証明できるもの
- ② 最新の給与明細（末尾の証明欄に就労先にて証明を受けること。）

就労内容

就 労 先	事業所名	
	所在地	TEL
就 労 形 態	雇用状態	常勤 ・ パートタイマー 居宅外自営（中心者） ・ 居宅外自営（協力者） 該当するものを○で囲んでください。
	1日の就労時間	① 時 分 ～ 時 分 （ 時間） ② 時 分 ～ 時 分 （ 時間） ③ 時 分 ～ 時 分 （ 時間）
	就 労 日 数 等	月・火・水・木・金・土・日（就労する曜日を○で囲んでください） 祝日勤務 有 ・ 無 1週間の就労日数 約 日

証明欄（上記の添付書類で②を提出された場合に必要）

上記のとおり就労していることを証明します。

年 月 日

証明者 所在地
事業所名
職 氏 名
電 話

㊟

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり
利用を 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日				年 月 日 (小学校 年生)
クラブ名				
区分	承 諾	平 日		
		土曜日		
	不承諾	理 由		
備 考				

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号の2（第7条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育を利用したいので、勤務に関する証明書を添付し申し込めます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用開始日	年 月 日	
利用期間	利用を希望する期間に○を付けてください。	
		午前延長 午後延長
	平日利用	() ()
	土曜日	() ()
	学年始休業日	() ()
	夏季休業日	() ()
	冬季休業日	() ()
学年末休業日	() ()	
備考		

※延長保育は保育料に加え、延長保育料が発生します。詳細は利用案内をご覧ください。

<添付書類>・勤務に関する証明書（父親・母親・祖父・祖母）

様式第3号の2（第7条関係）の次に次の3様式を加える。
様式第3号の3（第7条関係）

勤務に関する証明書

瑞穂市放課後児童クラブの延長保育の利用を申請したいので、勤務について次のとおり証明願います。

申請者	氏名	
	住所	

申請者の勤務時間は下記のとおりですので、その旨を証明します。

曜日	月・火・水・木・金・土・日
勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで

平成 年 月 日

事業者
住所
氏名（法人名）

㊟

様式第3号の4（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用について、次のとおり利用を 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日 生 (小学校 年生)	
クラブ名			
延長保育利用期間			
区分	承 諾	平 日	
		上 曜 日	
	不承諾	理 由	
備 考			

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号の5（第7条関係）

世帯番号	
------	--

瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定（変更）兼納入通知書

様

第 号
年 月 日

瑞穂市長



下記の児童に係る放課後児童クラブ保育料を瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定（変更）いたしましたから通知します。

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
保育料	月	円

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日等」という。）の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定（指定代理）金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

（教 示）

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

- クラブについて変更のあった場合は改めて通知します。

様式第 4 号（第 8 条関係）を次のように改める。

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ利用取消通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用の取消しを決定しましたので、通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日 生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用取消日	年	月 日
取消の理由	(条例第 8 条 号該当)	
備考		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第6号様式から様式第9号までを次のように改める。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長

印

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免
決定 通知書
申請却下

申請のありました瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免申請について次のとおり
減免を決定
申請を却下
します。

記

利用児童氏名及び生年月日				年 月 日 生 (小学校 年生)	
クラブ名					
区分	決定	減免期間	年 月分から		年 月分まで
		保 育 料	規 定 保 育 料	減 免 割 合	減 免 額
		円	%	円	円
	減免理由				
	却下	却下理由			
備考					

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用中止日	年 月 日	
利用中止理由		
利用期間	利用を中止する期間に×を、引き続き利用する期間には○をつけてください。 () 平日 () 月から利用中止) () 土曜日 () 月から利用中止) 長期休業期間 () 学年始 () 夏季休業 () 冬季休業 () 学年末	
備考		

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用中止日	年 月 日	
利用中止理由		
利用期間	中止する期間に×を、引き続き利用する期間に○をつけてください。 午前延長 午後延長 平日利用 () () 土曜日 () () 学年始休業日 () () 夏季休業日 () () 冬季休業日 () () 学年末休業日 () ()	
備考		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の様式に所要の調整を加えて使用することができる。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則(平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号)新旧対照表

改正後(案)	現行																																
<p>(名称等)</p> <p>第2条 瑞穂市放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の名称及び定員は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称等)</p> <p>第2条 瑞穂市放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の名称及び定員は、次のとおりとする。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定員(人)	生津小校区放課後児童クラブ	60	本田小校区放課後児童クラブ	50	穂積小校区放課後児童クラブ	70	牛牧小校区放課後児童クラブ	60	西小校区放課後児童クラブ	20	中小校区放課後児童クラブ	20	南小校区放課後児童クラブ	60	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定員(人)	生津小校区放課後児童クラブ	60	本田小校区放課後児童クラブ	40	穂積小校区放課後児童クラブ	70	牛牧小校区放課後児童クラブ	40	西小校区放課後児童クラブ	20	中小校区放課後児童クラブ	20	南小校区放課後児童クラブ	60
名称	定員(人)																																
生津小校区放課後児童クラブ	60																																
本田小校区放課後児童クラブ	50																																
穂積小校区放課後児童クラブ	70																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	60																																
西小校区放課後児童クラブ	20																																
中小校区放課後児童クラブ	20																																
南小校区放課後児童クラブ	60																																
名称	定員(人)																																
生津小校区放課後児童クラブ	60																																
本田小校区放課後児童クラブ	40																																
穂積小校区放課後児童クラブ	70																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	40																																
西小校区放課後児童クラブ	20																																
中小校区放課後児童クラブ	20																																
南小校区放課後児童クラブ	60																																
<p>(開設時間)</p>	<p>(開設時間)</p>																																
<p>第5条 クラブの開設時間は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 クラブの開設時間は、次のとおりとする。</p>																																
<p>(1) 略</p> <p>(2) 管理規則第5条による休業日 午前8時30分から午後6時まで</p> <hr/> <p>(3) 土曜日 午前8時30分から午後6時まで</p> <p>(4) 長期休業日 午前8時30分から午後6時まで</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 管理規則第5条による休業日 午前8時30分から午後6時まで。ただし、牛牧小校区放課後児童クラブ及び南小校区放課後児童クラブにおいては、午前7時30分から午後6時までとする。</p> <p>(3) 土曜日 午前7時30分から午後6時まで</p> <p>(4) 長期休業日 午前8時30分から午後6時まで。ただし、牛牧小校区</p>																																

	<p>放課後児童クラブ及び南小校区放課後児童クラブにおいては、午前7時30分から午後6時までとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開設時間を前項の時間帯にあっては午前7時30分から午前8時30分まで若しくは午後の時間帯にあっては午後6時から午後7時まで延長又は変更することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開設時間を_____変更することができる。</p>
<p>(利用の承諾)</p>	<p>(利用の承諾)</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 開設時間を延長して行う保育(以下「延長保育」という。)の利用申込みは、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書(様式第3号の2)及び勤務に関する証明書(様式第3号の3)を添えて行うものとする。</p>	<p>3 瑞穂市長(以下「市長」という。)は、教育委員会が前項_____の規定により利用の承諾をした場合は、保育料_____を決定し瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定(変更)兼納入通知書(様式第3号の2)により申込者に通知するものとする。</p>
<p>4 教育委員会は、前項の規定による利用申込みがあった場合は、利用の可否を決定し、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾(不承諾)通知書(様式第3号の4)により申込者に通知するものとする。</p>	<p>納入通知書(様式第3号の2)により申込者に通知するものとする。</p>
<p>5 瑞穂市長(以下「市長」という。)は、教育委員会が第2項又は前項の規定により利用の承諾をした場合は、保育料又は延長保育料(以下単に「保育料」という。)を決定し瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定(変更)兼納入通知書(様式第3号の5)により申込者に通知するものとする。</p>	<p>(利用の中止)</p>
<p>(利用の中止)</p>	<p>(利用の中止)</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p>2 延長保育の利用の中止を希望する場合は、当該児童の保護者等は、瑞</p>	<p>2 教育委員会は、前項の規定による申出があった場合は、瑞穂市放課後</p>

穂市放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書(様式第8号)を教育委員
会に届け出なければならぬ。

様式第1号(第7条関係)

別紙のとおり

児童クラブ利用中止通知書(様式第8号)により、当該児童の保護者等に通
知するものとする。

様式第1号(第7条関係)

別紙のとおり

改正後 (案)

年度 瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書

(A枠の中を記入してください。)

受付場所	受付番号
受付年月日	世帯番号

○ 利用を希望する児童について

児童名	フリガナ	性別	男・女
生年月日	年 月 日	別	別

○ 利用するクラブについて

小学校名 (利用クラブ)	小学校 年生	クラブの利用を希望する期間	() 平日利用 月から () 土曜利用 月から () 冬季休業日 () 夏季休業日 () 学生未休業日 希望する期間に○を、希望しない期間に×をつけてください。 学年始休業日は 年1月の春休み、学年末休業日は 年3月の春休みです。
変更事項			

○ 利用児童の家庭の状況

フリガナ	利用児童との続柄	生年月日	性別	職業 (学生は学年)	勤務先・住所・電話番号	備考
氏名 (申込児童を除く)		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
利用児童の様子 (既往病、発達面、行動面での習得など 指導員に知っておいてもらいたいこと)						

※母子手帳しくは父子世帯の方、生活保護を受けている方又は市民税が非課税の方は、その旨を備考欄に記入してください。

上記のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用したいので申し込みます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

瑞穂市教育委員会 宛

年 月 日

郵便番号 -
住所
氏名 (保護者) 電話番号 緊急 緊急

現行

年度 瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書

(A枠の中を記入してください。)

受付場所	受付番号
受付年月日	世帯番号

○ 利用を希望する児童について

児童名	フリガナ	性別	男・女
生年月日	年月日	別	別

○ 利用するクラブについて

小学校名 (利用クラブ)	小学校	クラブの利用を希望する期間	() ①平日 → 月から () ②学年始休業日 () ③夏季休業日 () ④冬季休業日 () ⑤学年末休業日 希望する期間に○を、希望しない期間に×をつけてください。 学年始休業日は、 年4月の春休み、学年末休業日は、 年3月の春休みです。
変更事項			

○ 利用児童の家庭の状況

フリガナ	利用児童との続柄	生年月日	性別	職業 (学生は学年)	勤務先・住所・電話番号	備考
利用児童の世帯員						
利用児童の様子 (既往症、行動上での習癖など指導員に知っておいてもらいたいこと)						

家庭状況 (緊急時の連絡先)	父方住所
同居していない	(TEL. — —)
祖父氏名	
祖母氏名	
その他氏名	
母方住所	
(TEL. — —)	
祖父氏名	
祖母氏名	
その他氏名	
備考	

※母子世帯の方が、生活保護を受けている方又は市民税が非課税の方は、その旨を備考欄に記入してください。

上記のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させたく申し込めます。なお、保育料決定に当たり利用児童の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されること、保護者会に対して保護者会活動に必要な最低限の個人情報を提供されることについて承諾します。

瑞穂市教育委員会 宛

年 月 日

郵便番号 —
住所
氏名 (保護者) — 電話番号 — 緊急 — 緊急 —

様式第2号(第7条関係)

年度分
—

世帯番号
—

状況証明書(瑞穂市放課後児童クラブ)
受付番号

利用児童氏名	小学校名 (利用クラブ)	小学校	年生
--------	-----------------	-----	----

証明対象者

父親・母親・祖父・祖母(いずれかを○で囲んでください。)	氏名
------------------------------	----

下記に就労内容を記入してください。また、次のいずれかの添付書類を添付して下さい。

【添付書類】

- ① 健康保険証又は源泉徴収票(確定申告書)の写し等、就労が証明できるもの
- ② 最新の給与明細(上記の証明欄に就労先にて証明を受けること。)

就労内容

就労先	事業所名	所在地	TEL
就労形態	常勤・パートタイム・居宅外自営(協力者) 居宅外自営(中心者) 居宅外自営(協力者) 該当するものを○で囲んでください。		

様式第2号(第7条関係)

年度分
—

世帯番号
—

状況証明書(瑞穂市放課後児童クラブ)
受付番号

利用児童氏名	小学校名 (利用クラブ)	小学校	年生
--------	-----------------	-----	----

証明対象者

父親・母親・祖父・祖母(いずれかを○で囲んでください。)	氏名
------------------------------	----

下記に就労内容を記入してください。また、次のいずれかの添付書類を添付して下さい。

【添付書類】

- ① 健康保険証又は源泉徴収票(確定申告書)の写し等、就労が証明できるもの
- ② 最新の給与明細(上記の証明欄に就労先にて証明を受けること。)

※ 年1月以降に就労先が変更された方も必要です

就労内容

就労先	事業所名	所在地	TEL
就労形態	常勤・パートタイム・居宅外自営(中心者) 居宅外自営(協力者) 居宅外自営(協力者) 該当するものを○で囲んでください。		

態	① 時分～時分 (時間) ② 時分～時分 (時間) ③ 時分～時分 (時間)
1日の就労時間	月・火・水・木・金・土・日 (就労する曜日を○で囲んでください。) 祝日勤務 有・無 1週間の就労日数 約 日
就労口数等	

証明欄

上記のとおり就労していることを証明します。

年 月 日

証明者 所在地
事業所名
職氏名
電話

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市放課後児童クラブ利用 承諾(不承諾) 通知書

印

態	① 時分～時分 (時間) ② 時分～時分 (時間) ③ 時分～時分 (時間)
1日の就労時間	月・火・水・木・金・土・日 (就労する曜日を○で囲んでください。) 祝日勤務 有・無 1週間の就労日数 約 日
就労口数等	

証明欄

上記のとおり就労していることを証明します。

年 月 日

証明者 所在地
事業所名
職氏名
電話

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会

瑞穂市放課後児童クラブ利用 承諾 通知書
不承諾

印

申込みがありましたら瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり利用を

承諾・不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
区分	承諾	利用期間
	不承諾	理由
備考		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(審査請求をした場合)にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となりません。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号の2(第7条関係)

瑞穂市教育委員会 宛

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

電話番号

申込みがありましたら瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり利用を

承諾
不承諾

しますので通知します。

記

利用児童名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
区分	承諾	利用期間
	不承諾	理由
備考		

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して不服申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(不服申立てをした場合)にあつては、当該不服申立てに対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となりません。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号の2(第7条関係)

世帯番号

瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定(変更)兼納入通知書

様

第 号
年 月 日

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育を利用したいので、勤務に関する証明書を添付し申し込みます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の購読料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日 (小学校 年生)
クラブ名	
利用開始日	年 月 日
利用期間	利用を希望する期間に○を付けてください。 午前延長 () 午後延長 () 平日利用 () () 土曜日 () () 学年始休業日 () () 夏季休業日 () () 冬季休業日 () () 学年末休業日 () ()
備考	

※延長保育は保育料に加え、延長保育料が発生します。詳細は利用案内をご覧ください。

<添付書類>・勤務に関する証明書（父親・母親・祖父・祖母）

様式第3号の3(第7条関係)

勤務に関する証明書

瑞穂市放課後児童クラブの延長保育の利用を申請したいので、勤務について次のとおり証明願います。

申請者	氏名
-----	----

瑞穂市長



上記の児童に係る放課後児童クラブ保育料を瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定(変更)いたしましたから通知します。

利用児童名及び生年月日	年 月 日	小学校 年生
クラブ名		
保育料	月 円	

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日(以下「休日等」という。)の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定(指定代理)金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。口座監督の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

備考

○ この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して不服申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(不服申立てをした場合)にあつては、当該不服申立てに対する裁決のあったことを加った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市長を被告として(瑞穂市長が被告の代表となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。

○ クラブについて変更のあった場合は改めて通知します。

	住所
--	----

申請者の勤務時間は下記のとおりですので、その旨を証明します。

曜日	月・火・水・木・金・土・日
勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで

年 月 日

事業者

住所

氏名 (法人名)

印

様式第3号の4(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

印

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用について、次のとおり利用を承諾・不承諾します。通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
--------------	--------------------

クラブ名		
延長利用期間		
承諾	平	口
不承諾	上曜日	
備考		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(審査請求をした場合)においては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日(翌日)から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となり注す。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号の5(第7条関係)

世帯番号

瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定(変更)兼納入通知書

_____様

栄 分
年 月 日

瑞穂市長

印

上記の児童に係る放課後児童クラブ保育料を瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定(変更)いたしましたから通知します。

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日	年 月 日
--------------	-------	-------

	(小学校 年生)
クラブ名	
保育料	月 円

㊦納入通知

納期限は毎月10日、ただし、4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日(以下「休日等」という。)の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定(指定代理)金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60H以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(異議申立てをした場合)は、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市長を被告として瑞穂市長が被告の代表となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

- クラブについて変更のあった場合は改めて通知します。

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ利用取消通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用の取消しを決定しましたので、通知します。

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会



瑞穂市放課後児童クラブ利用取消通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用の取消しを決定しましたので、通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用取消日	年 月 日 (条例第8条 号該当)
取消の理由	
備考	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができません。ただし、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(審査請求をした場合)については、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が原告の代表となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定の日から 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第6号様式(第10条関係)

第 分
年 月 日

様

瑞穂市長

瑞穂市長

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免
決定
申請部下
通知否

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免
決定
申請部下
通知否

印

記

利用児童名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用取消日	年 月 日 (条例第8条 号該当)
取消の理由	
備考	

○ この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に瑞穂市教育委員会に対して不服申立てをすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(不服申立てをした場合)については、当該不服申立てに対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が原告の代表となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができません。

様式第6号(第10条関係)

第 分
年 月 日

様

瑞穂市長

印

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免

決定
申請部下

通知否

申請のありました瑞穂市旗課後児童クラブ保育料減免申請について秋のとおり減免を決定申請を却下

します。

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日 生 (小学校 学年)	
クラブ名		
区分	減免期間	年 月分から 年 月分まで
	決定 保育料	規定保育料 減免割合 減免額 差引保育料
		円 % 円 円
減免理由		
却下	却下理由	
備考		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に對して異議申立てをすることが出来ます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(休日出立をした場合にあっては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内、瑞穂市長を被告として(瑞穂市長が被告の代表となります)。この決定の取消しの請求を提起することが出来ます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの請求を提起することができません。

様式第7号(第11条関係)

瑞穂市教育委員会

宛

年 月 日

申請のありました瑞穂市旗課後児童クラブ保育料減免申請について秋のとおり

減免を決定申請を却下

します。

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日 生 (小学校 学年)	
クラブ名		
区分	減免期間	年 月分から 年 月分まで
	決定 保育料	規定保育料 減免割合 減免額 差引保育料
		円 % 円 円
減免理由		
却下	却下理由	
備考		

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に對して不服申立てをすることが出来ます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(休日出立をした場合にあっては、当該不服申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内、瑞穂市長を被告として(瑞穂市長が被告の代表となります)。この決定の取消しの請求を提起することが出来ます。

様式第7号(第11条関係)

瑞穂市教育委員会

宛

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

電話番号

印

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用中止日	年 月 日
利用中止理由	
利用期間	利用を中止する期間に×を、引き続き利用する期間には○をつけてください。 () 平 日 () 月 から利用中止) () 上 曜 日 () 月 から利用中止) 長期休業期間 () 学 年 始 () 夏 季 休 業 () 冬 季 休 業 () 学 年 末
備考	

様式第8号様式(第11条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所

保護者氏名

電話番号

印

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用中止日	年 月 日
利用中止理由	
備考	

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

電話番号

印

瑞穂市教育委員会

様

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日 (小学校 年生)
クラブ名	
利用中止日	年 月 日
利用中止理由	
利用期間	中止する期間に×を、引き続き利用する期間に○をつけてください。 平日利用 () 午後延長 () 土曜H () () 学年始休業日 () () 夏季休業日 () () 冬季休業日 () () 学年末休業日 () ()
備考	

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用中止を決定しましたので、通知をします。

記

利用児童名及び生年月日	年 月 日 (小学校 年生)
クラブ名	
利用中止日	年 月 日
利用中止理由	(条例第5条第 号に該当がなくなったため)
備考	

○ この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に瑞穂市教育委員会に対して不服申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(不服申立てをした場合にあっては、当該不服申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となりません。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所
保護者氏名
電話番号

瑞穂市放課後児童クラブ利用変更届出書

下記のとおり、児童若しくは家族の状況又は利用を希望する期間に変更がありますので届け出ます。

記

利用児童氏名 及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年 年)
クラブ名	
<input type="checkbox"/> 勤務先等の変更	*状況証明書を添付して下さい。 (変更前) (変更後)
<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更	(変更前) (変更後)
<input type="checkbox"/> 保育料減免の 変更理由	
<input type="checkbox"/> 利用期間の追加 (追加する期間に○)	1 曜 <input type="checkbox"/> 学年初休業日 夏休業日 <input type="checkbox"/> 冬休業日 <input type="checkbox"/> 学年末休業日
その他	

フリガナ 氏名 (出生地を除く。)	利用児童 との続柄	学年 <input type="checkbox"/> =	職業 (学生は○印)	勤務先・住所・ 電話番号	備考
----------------------------------	--------------	----------------------------------	---------------	-----------------	----

保護者住所
保護者氏名
電話番号

瑞穂市放課後児童クラブ利用変更届出書

下記のとおり、児童及び家族の状況に変更がありますので届け出ます。

記

利用児童氏名 及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年 年)
クラブ名	
<input type="checkbox"/> 勤務先等の変更	*状況証明書を添付して下さい。 (変更前) (変更後)
<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更	(変更前) (変更後)
<input type="checkbox"/> 保育料減免の 変更理由	
その他	

フリガナ 氏名 (出生地を除く。)	利用児童 との続柄	学年 <input type="checkbox"/> F	職業 (○は印を印)	勤務先・住所・ 電話番号	備考
----------------------------------	--------------	----------------------------------	---------------	-----------------	----

成 家 重

成 家 重

議案第 8 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を
別紙のとおり提出する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

放課後児童クラブの開設時間を延長するため、市教育委員会規則の改正を行
うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表本田小校区放課後児童クラブの項中「40」を「50」に改め、
同表牛牧小校区放課後児童クラブの項中「40」を「60」に改める。

第5条第1項第2号中「午後6時まで。」を「午後6時まで」に改め、同号
ただし書を削り、同項第3号中「午前7時30分」を「午前8時30分」に改
め、同項第4号中「午後6時まで。」を「午後6時まで」に改め、同号た
だし書を削り、同条第2項中「変更する」の前に「午前の時間帯にあっては午前7
時30分から午前8時30分まで若しくは午後の時間帯にあっては午後6時か
ら午後7時まで延長又は」を加える。

第7条第3項中「前項」を「第2項又は前項」に改め、「保育料」の次に
「又は延長保育料（以下単に「保育料」という。）」を加え、「（様式第3号
の2）」を「（様式第3号の5）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2
項の次に次の2項を加える。

3 開設時間を延長して行う保育（以下「延長保育」という。）の利用申込み
は、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書（様式第3号の2）及び勤
務に関する証明書（様式第3号の3）を添えて行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による利用申込みがあった場合は、利用の可否
を決定し、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書（様
式第3号の4）により申込者に通知するものとする。

第11条第2項を次のように改める。

2 延長保育の利用の中止を希望する場合は、当該児童の保護者等は、瑞穂市
放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書（様式第8号）を教育委員会に届
け出なければならない。

様式第1号から様式第3号の2までを次のように改める。

年度 瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書

(A枠の中を記入してください。)

受付場所	受付番号
受付年月日	世帯番号

○ 利用を希望する児童について

児童名	フリガナ	性別
生年月日	年月日	性 別

○利用するクラブについて

小学校名 (利用クラブ)	小学校 年生	クラブの利用を希望する期間	() 平日利用 月から () 土曜日利用 月から	() 学年始休業日 () 冬季休業日 () 学年末休業日
変更事項	希望する期間に○を、希望しない期間に×をつけてください。 学年始休業日は 年4月の春休み、学年末休業日は 年3月の春休みです。			

○ 利用児童の家庭の状況

フリガナ	利用児童との続柄	生年月日	性別	職業 (学生は学年)	勤務先・住所・電話番号	備考
氏名 (申込児童を除く)		・	男・女			
		・	男・女			
		・	男・女			
		・	男・女			
		・	男・女			
		・	男・女			
		・	男・女			
利用児童の様子 (既往症、発達面、行動面での習熟など 指導員は知っておいてもらいたいこと)						

家庭状況 (緊急時の連絡先)	父方 住所 (TEL ー ー) 祖父 氏名 祖母 氏名 その他 氏名
母方 住所 (TEL ー ー) 祖父 氏名 祖母 氏名 その他 氏名	
同居していない祖父母について	
備考	

※母子若しくは父子世帯の方、生活保護を受けている方又は市民税が非課税の方は、その旨を備考欄に記入してください。

上記のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用したいので申し込めます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

瑞穂市教育委員会 宛

年 月 日

郵便番号

住所

氏名 (保護者)

電話番号

緊急

緊急

様式第2号（第7条関係）

年度分

状況証明書（瑞穂市放課後児童クラブ）

世帯番号

—

受付番号

利用児童氏名		小学校名 (利用クラブ)	小学校	年生
--------	--	-----------------	-----	----

証明対象者

父親・母親・祖父・祖母（いずれかを○で囲んでください）	氏名
-----------------------------	----

下記に就労内容を記入してください。また、次のいずれかの添付書類を添付してください。

【添付書類】

- ① 健康保険証（国民健康保険証、事業所名等の記載のないものは不可）又は源泉徴収票（確定申告書）の写し等、就労が証明できるもの
- ② 最新の給与明細（末尾の証明欄に就労先にて証明を受けること。）

就労内容

就 労 先	事業所名	
	所在地	TEL
就 労 形 態	雇用状態	常勤 ・ パートタイマー 居宅外自営（中心者） ・ 居宅外自営（協力者） 該当するものを○で囲んでください。
	1日の就労時間	① 時 分 ～ 時 分 （ 時間） ② 時 分 ～ 時 分 （ 時間） ③ 時 分 ～ 時 分 （ 時間）
	就 労 日 数 等	月・火・水・木・金・土・日（就労する曜日を○で囲んでください） 祝日勤務 有 ・ 無 1週間の就労日数 約 日

証明欄（上記の添付書類で②を提出された場合に必要）

上記のとおり就労していることを証明します。

年 月 日

証明者 所在地
事業所名
職 氏 名
電 話

㊟

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり
利用を 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日 (小学校 年生)	
クラブ名			
区分	承 諾	平 日	
		土曜日	
	不承諾	理 由	
備 考			

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号の2（第7条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育を利用したいので、勤務に関する証明書を添付し申し込めます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用開始日	年 月 日	
利用期間	利用を希望する期間に○を付けてください。 午前延長 午後延長 平日利用 () () 土曜日 () () 学年始休業日 () () 夏季休業日 () () 冬季休業日 () () 学年末休業日 () ()	
備考		

※延長保育は保育料に加え、延長保育料が発生します。詳細は利用案内をご覧ください。

<添付書類>・勤務に関する証明書（父親・母親・祖父・祖母）

様式第3号の2（第7条関係）の次に次の3様式を加える。
様式第3号の3（第7条関係）

勤務に関する証明書

瑞穂市放課後児童クラブの延長保育の利用を申請したいので、勤務について次のとおり証明願います。

申請者	氏名	
	住所	

申請者の勤務時間は下記のとおりですので、その旨を証明します。

曜日	月・火・水・木・金・土・日
勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで

平成 年 月 日

事業者
住所
氏名（法人名）

㊟

様式第3号の4（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用について、次のとおり利用を 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日 生 (小学校 年生)	
クラブ名			
延長保育利用期間			
区分	承 諾	平 日	
		上 曜 日	
	不承諾	理 由	
備 考			

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号の5（第7条関係）

世帯番号	
------	--

瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定（変更）兼納入通知書

様

第 号
年 月 日

瑞穂市長



下記の児童に係る放課後児童クラブ保育料を瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定（変更）いたしましたから通知します。

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
保育料	月	円

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日等」という。）の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定（指定代理）金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

（教 示）

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

- クラブについて変更のあった場合は改めて通知します。

様式第4号（第8条関係）を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ利用取消通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用の取消しを決定しましたので、通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日 生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用取消日	年 月 日	
取消の理由	(条例第8条 号該当)	
備考		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第6号様式から様式第9号までを次のように改める。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長

印

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免
決定 通知書
申請却下

申請のありました瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免申請について次のとおり
減免を決定
申請を却下
します。

記

利用児童氏名及び生年月日				年 月 日 生 (小学校 年生)	
クラブ名					
区分	決定	減免期間	年 月分から 年 月分まで		
		保育料	規定保育料 円	減免割合 %	減免額 円
	減免理由				
却下	却下理由				
備考					

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用中止日	年 月 日	
利用中止理由		
利用期間	利用を中止する期間に×を、引き続き利用する期間には○をつけてください。 () 平日 () 月から利用中止) () 土曜日 () 月から利用中止) 長期休業期間 () 学年始 () 夏季休業 () 冬季休業 () 学年末	
備考		

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用中止日	年 月 日	
利用中止理由		
利用期間	中止する期間に×を、引き続き利用する期間に○をつけてください。 午前延長 午後延長 平日利用 () () 土曜日 () () 学年始休業日 () () 夏季休業日 () () 冬季休業日 () () 学年末休業日 () ()	
備考		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の様式に所要の調整を加えて使用することができる。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則(平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号)新旧対照表

改正後(案)	現行																																
<p>(名称等)</p> <p>第2条 瑞穂市放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の名称及び定員は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称等)</p> <p>第2条 瑞穂市放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の名称及び定員は、次のとおりとする。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定員(人)	生津小校区放課後児童クラブ	60	本田小校区放課後児童クラブ	50	穂積小校区放課後児童クラブ	70	牛牧小校区放課後児童クラブ	60	西小校区放課後児童クラブ	20	中小校区放課後児童クラブ	20	南小校区放課後児童クラブ	60	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定員(人)	生津小校区放課後児童クラブ	60	本田小校区放課後児童クラブ	40	穂積小校区放課後児童クラブ	70	牛牧小校区放課後児童クラブ	40	西小校区放課後児童クラブ	20	中小校区放課後児童クラブ	20	南小校区放課後児童クラブ	60
名称	定員(人)																																
生津小校区放課後児童クラブ	60																																
本田小校区放課後児童クラブ	50																																
穂積小校区放課後児童クラブ	70																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	60																																
西小校区放課後児童クラブ	20																																
中小校区放課後児童クラブ	20																																
南小校区放課後児童クラブ	60																																
名称	定員(人)																																
生津小校区放課後児童クラブ	60																																
本田小校区放課後児童クラブ	40																																
穂積小校区放課後児童クラブ	70																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	40																																
西小校区放課後児童クラブ	20																																
中小校区放課後児童クラブ	20																																
南小校区放課後児童クラブ	60																																
<p>(開設時間)</p>	<p>(開設時間)</p>																																
<p>第5条 クラブの開設時間は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 クラブの開設時間は、次のとおりとする。</p>																																
<p>(1) 略</p> <p>(2) 管理規則第5条による休業日 午前8時30分から午後6時まで</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 管理規則第5条による休業日 午前8時30分から午後6時まで。ただし、牛牧小校区放課後児童クラブ及び南小校区放課後児童クラブにおいては、午前7時30分から午後6時までとする。</p>																																
<p>(3) 土曜日 午前8時30分から午後6時まで</p> <p>(4) 長期休業日 午前8時30分から午後6時まで</p>	<p>(3) 土曜日 午前7時30分から午後6時まで</p> <p>(4) 長期休業日 午前8時30分から午後6時まで。ただし、牛牧小校区</p>																																

	<p>放課後児童クラブ及び南小校区放課後児童クラブにおいては、午前7時30分から午後6時までとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開設時間を前項の時間帯にあっては午前7時30分から午前8時30分まで若しくは午後の時間帯にあっては午後6時から午後7時まで延長又は変更することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開設時間を_____変更するこ</p>
<p>（利用の承諾）</p>	<p>とができる。</p>
<p>第7条 略</p>	<p>（利用の承諾）</p>
<p>2 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>3 開設時間を延長して行う保育(以下「延長保育」という。)の利用申込みは、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書(様式第3号の2)及び勤務に関する証明書(様式第3号の3)を添えて行うものとする。</p>	<p>2 略</p>
<p>4 教育委員会は、前項の規定による利用申込みがあった場合は、利用の可否を決定し、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾(不承諾)通知書(様式第3号の4)により申込者に通知するものとする。</p>	<p>3 瑞穂市長(以下「市長」という。)は、教育委員会が前項_____の規定により利用の承諾をした場合は、保育料_____を決定し瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定(変更)兼納入通知書(様式第3号の2)により申込者に通知するものとする。</p>
<p>5 瑞穂市長(以下「市長」という。)は、教育委員会が第2項又は前項の規定により利用の承諾をした場合は、保育料又は延長保育料(以下単に「保育料」という。)を決定し瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定(変更)兼納入通知書(様式第3号の5)により申込者に通知するものとする。</p>	<p>(利用の中止)</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p>2 延長保育の利用の中止を希望する場合は、当該児童の保護者等は、瑞</p>	<p>2 教育委員会は、前項の規定による申出があった場合は、瑞穂市放課後</p>

穂市放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書(様式第8号)を教育委員
会に届け出なければならぬ。

様式第1号(第7条関係)

別紙のとおり

児童クラブ利用中止通知書(様式第8号)により、当該児童の保護者等に通
知するものとする。

様式第1号(第7条関係)

別紙のとおり

改正後 (案)

年度 瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書

(A枠の中を記入してください。)

受付場所	受付番号
受付年月日	世帯番号

○ 利用を希望する児童について

児童名	フリガナ	性別	男・女
生年月日	年 月 日	別	別

○ 利用するクラブについて

小学校名 (利用クラブ)	小学校 年生	クラブの利用を希望する期間	() 平日利用 月から () 土曜利用 月から () 冬季休業日 () 夏季休業日 () 学生未休業日 希望する期間に○を、希望しない期間に×をつけてください。 学年始休業日は 年1月の春休み、学年末休業日は 年3月の春休みです。
変更事項			

○ 利用児童の家庭の状況

フリガナ	利用児童との続柄	生年月日	性別	職業 (学生は学年)	勤務先・住所・電話番号	備考
氏名 (申込児童を除く)		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
		・ ・	男・女			
利用児童の様子 (既往病、発達面、行動面での習得など 指導員に知っておいてもらいたいこと)						

※母子手帳しくは父子世帯の方、生活保護を受けている方又は市民税が非課税の方は、その旨を備考欄に記入してください。

上記のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用したいので申し込みます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

瑞穂市教育委員会 宛

年 月 日

郵便番号 -
住所
氏名 (保護者)

緊急 - -
緊急 - -

現行

年度 瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書

(A枠の中を記入してください。)

受付場所	受付番号
受付年月日	世帯番号

○ 利用を希望する児童について

児童名	フリガナ	性別	男・女
生年月日	年月日	別	

○ 利用するクラブについて

小学校名 (利用クラブ)	小学校	クラブの利用を希望する期間	() ①平日 → 月から () ②学年始休業日 () ③夏季休業日 () ④冬季休業日 () ⑤学年末休業日 希望する期間に○を、希望しない期間に×をつけてください。 学年始休業日は、 年4月の春休み、学年末休業日は、 年3月の春休みです。
変更事項			

○ 利用児童の家庭の状況

フリガナ	利用児童との続柄	生年月日	性別	職業 (学生は学年)	勤務先・住所・電話番号	備考
利用児童の世帯員						
利用児童の様子 (既往症、行動上での習癖など指導員に知っておいてもらいたいこと)						

家庭状況 (緊急時の連絡先)	父方 住所
同居していない	(TEL. — —)
祖父 氏名	
祖母 氏名	
その他 氏名	
母方 住所	
(TEL. — —)	
祖父 氏名	
祖母 氏名	
その他 氏名	
備考	

※母子世帯の方が、生活保護を受けている方又は市民税が非課税の方は、その旨を備考欄に記入してください。

上記のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させたく申し込めます。なお、保育料決定に当たり利用児童の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されること、保護者会に対して保護者会活動に必要な最低限の個人情報を提供されることについて承諾します。

瑞穂市教育委員会 宛

年 月 日

郵便番号 —
住所
氏名 (保護者) — 電話番号 — 緊急 — 緊急 —

様式第2号(第7条関係)

年度分
—

世帯番号
—

状況証明書(瑞穂市放課後児童クラブ)
受付番号

利用児童氏名	小学校名 (利用クラブ)	小学校	年生
--------	-----------------	-----	----

証明対象者

父親・母親・祖父・祖母(いずれかを○で囲んでください。)	氏名
------------------------------	----

下記に就労内容を記入してください。また、次のいずれかの添付書類を添付して下さい。

【添付書類】

- ① 健康保険証又は源泉徴収票(確定申告書)の写し等、就労が証明できるもの
- ② 最新の給与明細(上記の証明欄に就労先にて証明を受けること。)

就労内容

就労先	事業所名	所在地	TEL
就労形態	常勤・パートタイム・居宅外自営(協力者) 居宅外自営(中心者) 居宅外自営(協力者) 該当するものを○で囲んでください。		

様式第2号(第7条関係)

年度分
—

世帯番号
—

状況証明書(瑞穂市放課後児童クラブ)
受付番号

利用児童氏名	小学校名 (利用クラブ)	小学校	年生
--------	-----------------	-----	----

証明対象者

父親・母親・祖父・祖母(いずれかを○で囲んでください。)	氏名
------------------------------	----

下記に就労内容を記入してください。また、次のいずれかの添付書類を添付して下さい。

【添付書類】

- ① 健康保険証又は源泉徴収票(確定申告書)の写し等、就労が証明できるもの
- ② 最新の給与明細(上記の証明欄に就労先にて証明を受けること。)

※ 年1月以降に就労先が変更された方も必要です

就労内容

就労先	事業所名	所在地	TEL
就労形態	常勤・パートタイム・居宅外自営(中心者) 居宅外自営(協力者) 居宅外自営(協力者) 該当するものを○で囲んでください。		

態	① 時分～時分 (時間) ② 時分～時分 (時間) ③ 時分～時分 (時間)
1日の就労時間	月・火・水・木・金・土・日 (就労する曜日を○で囲んでください。) 祝日勤務 有・無 1週間の就労日数 約 日
就労口数等	

証明欄

上記のとおり就労していることを証明します。

年 月 日

証明者 所在地
事業所名
職氏名
電話

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市放課後児童クラブ利用 承諾(不承諾) 通知書

印

態	① 時分～時分 (時間) ② 時分～時分 (時間) ③ 時分～時分 (時間)
1日の就労時間	月・火・水・木・金・土・日 (就労する曜日を○で囲んでください。) 祝日勤務 有・無 1週間の就労日数 約 日
就労口数等	

証明欄

上記のとおり就労していることを証明します。

年 月 日

証明者 所在地
事業所名
職氏名
電話

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会

瑞穂市放課後児童クラブ利用 承諾 通知書
不承諾

印

申込みがありましたら瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり利用を

承諾・不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
区分	承諾	利用期間
	不承諾	理由
備考		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(審査請求をした場合)にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となりません。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号の2(第7条関係)

瑞穂市教育委員会 宛

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

電話番号

申込みがありましたら瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり利用を

承諾
不承諾

しますので通知します。

記

利用児童名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
区分	承諾	利用期間
	不承諾	理由
備考		

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して不服申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(不服申立てをした場合)にあつては、当該不服申立てに対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となりません。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号の2(第7条関係)

世帯番号

瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定(変更)兼納入通知書

様

第 号

年 月 日

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育を利用したいので、勤務に関する証明書を添付し申し込みます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の購読料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日 (小学校 年生)
クラブ名	
利用開始日	年 月 日
利用期間	利用を希望する期間に○を付けてください。 午前延長 () 午後延長 () 平日利用 () () 土曜日 () () 学年始休業日 () () 夏季休業日 () () 冬季休業日 () () 学年末休業日 () ()
備考	

※延長保育は保育料に加え、延長保育料が発生します。詳細は利用案内をご覧ください。

<添付書類>・勤務に関する証明書（父親・母親・祖父・祖母）

様式第3号の3(第7条関係)

勤務に関する証明書

瑞穂市放課後児童クラブの延長保育の利用を申請したいので、勤務について次のとおり証明願います。

申請者	氏名
-----	----

瑞穂市長



上記の児童に係る放課後児童クラブ保育料を瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定(変更)いたしましたから通知します。

利用児童名及び生年月日	年 月 日	小学校 年生
クラブ名		
保育料	月 円	

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日(以下「休日等」という。)の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定(指定代理)金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。
口座監督の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

備考

○ この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して不服申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(不服申立てをした場合にあつては、当該不服申立てに対する裁決のあったことを加った日)の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市長を被告として(瑞穂市長が被告の代表となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

○ クラブについて変更のあった場合は改めて通知します。

	住所
--	----

申請者の勤務時間は下記のとおりですので、その旨を証明します。

曜日	月・火・水・木・金・土・日
勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで

年 月 日

事業者

住所

氏名 (法人名)

印

様式第3号の4(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

印

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用について、次のとおり利用を承諾・不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
--------------	--------------------

クラブ名		
延長利用期間		
承諾	平	口
不承諾	上曜日	
備考		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(審査請求をした場合)においては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日(翌日)から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となり注す。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第3号の5(第7条関係)

世帯番号

瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定(変更)兼納入通知書

_____様

栄 分
年 月 日
瑞穂市長 印

上記の児童に係る放課後児童クラブ保育料を瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定(変更)いたしましたから通知します。

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日	年 月 日
--------------	-------	-------

	(小学校 年生)
クラブ名	
保育料	月 円

㊤納入通知

納期限は毎月10日、ただし、4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日(以下「休日等」という。)の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定(指定代理)金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(異議申立てをした場合)は、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市長を被告として瑞穂市長が被告の代表となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

- クラブについて変更のあった場合は改めて通知します。

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ利用取消通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用の取消しを決定しましたので、通知します。

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会



瑞穂市放課後児童クラブ利用取消通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用の取消しを決定しましたので、通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用取消日	年 月 日 (条例第8条 号該当)
取消の理由	
備考	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができません。ただし、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(審査請求をした場合)については、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が原告の代表となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定の日から 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第6号様式(第10条関係)

第 分
年 月 日

様

瑞穂市長

瑞穂市長

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免
決定
申請部下
通知否

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免
決定
申請部下
通知否

印

記

利用児童名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用取消日	年 月 日 (条例第8条 号該当)
取消の理由	
備考	

○ この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に瑞穂市教育委員会に対して不服申立てをすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(不服申立てをした場合)については、当該不服申立てに対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が原告の代表となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができません。

様式第6号(第10条関係)

第 分
年 月 日

様

瑞穂市長

印

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免

決定

申請部下

通知否

申請のありました瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免申請について秋のとおり減免を決定申請を却下

します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日 生 (小学校 学年)			
クラブ名					
区分	減免期間	年 月分から	年 月分まで		
		減免割合	減免額		
	決定	保育料	規定保育料	差引保育料	
		円	%	円	円
	減免理由				
	却下	却下理由			
備考					

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に對して異議申立てをすることが出来ます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(休日出立をした場合にあっては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内、瑞穂市長を被告として(瑞穂市長が被告の代表となります)、この決定の取消しの請求を提起することが出来ます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの請求を提起することができません。

様式第7号(第11条関係)

瑞穂市教育委員会

宛

年 月 日

申請のありました瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免申請について秋のとおり

減免を決定申請を却下

します。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日 生 (小学校 学年)			
クラブ名					
区分	減免期間	年 月分から	年 月分まで		
		減免割合	減免額		
	決定	保育料	規定保育料	差引保育料	
		円	%	円	円
	減免理由				
	却下	却下理由			
備考					

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に對して不服申立てをすることが出来ます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(休日出立をした場合にあっては、当該不服申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内、瑞穂市長を被告として(瑞穂市長が被告の代表となります)、この決定の取消しの請求を提起することが出来ます。

様式第7号(第11条関係)

瑞穂市教育委員会

宛

年 月 日

保護者住所

保護者氏名 ㊟

電話番号

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用中止日	年 月 日
利用中止理由	
利用期間	利用を中止する期間に×を、引き続き利用する期間には○をつけてください。 () 平 日 () 月 から利用中止) () 上 曜 日 () 月 から利用中止) 長期休業期間 () 学 年 始 () 夏 季 休 業 () 冬 季 休 業 () 学 年 末
備考	

様式第8号様式(第11条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所

保護者氏名 ㊟

電話番号

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用中止日	年 月 日
利用中止理由	
備考	

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

電話番号

印

瑞穂市教育委員会

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日 (小学校 年生)
クラブ名	
利用中止日	年 月 日
利用中止理由	
利用期間	中止する期間に×を、引き続き利用する期間に○をつけてください。 平日利用 () 午後延長 () 土曜H () () 学年始休業日 () () 夏季休業日 () () 冬季休業日 () () 学年末休業日 () ()
備考	

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

様

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用中止を決定しましたので、通知をします。

記

利用児童名及び生年月日	年 月 日 (小学校 年生)
クラブ名	
利用中止日	年 月 日
利用中止理由	(条例第5条第 号に該当がなくなったため)
備考	

○ この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に瑞穂市教育委員会に対して不服申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(不服申立てをした場合にあっては、当該不服申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となりま

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

議案第9号

瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

別紙のとおり瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するもの。

学校医一覧表

学校(園)名	科 名	校医名	任 期
穂積小学校	内科医	吉 村 剛	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	江 崎 肇	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	渡 辺 邦 夫	平成27年4月1日から平成28年3月31日
本田小学校	内科医	福 田 信 臣	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	伊 東 裕 治	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	亀 井 文 恵	平成27年4月1日から平成28年3月31日
牛牧小学校	内科医	国 枝 武 俊	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	柴 田 泰 二	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	弥 永 友 美	平成27年4月1日から平成28年3月31日
生津小学校	内科医	若 園 明 裕	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	竹 矢 良 三	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	亀 井 文 恵	平成27年4月1日から平成28年3月31日
南小学校	内科医	高 木 昌 一	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	辻 雅 明	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	池 田 美 奈 江	平成27年4月1日から平成28年3月31日
中小学校	内科医	千 田 美 穂 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	加 藤 邦 茂	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	小 澤 栄 司	平成27年4月1日から平成28年3月31日
西小学校	内科医	若 園 明 裕	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	武 内 尚 博	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成27年4月1日から平成28年3月31日
穂積中学校	内科医	所 俊 彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	芥 子 川 雅 也	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	堀 内 圭 次 郎	平成27年4月1日から平成28年3月31日
穂積北中学校	内科医	三 輪 啓 志	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	広 瀬 元 士	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	宇 土 美 代 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	中 條 裕 二	平成27年4月1日から平成28年3月31日
巢南中学校	内科医	千 田 美 穂 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	小 牧 令 二	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成27年4月1日から平成28年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京 極 章 三	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	松 野 進 一	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	西 山 光 知 子	平成27年4月1日から平成28年3月31日

議案第10号

瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

別紙のとおり瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

平成27年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。

保育所嘱託医・嘱託歯科医一覧表

保育所名	科名	氏名	任期
本田第1保育所	内科医	中島 俊彦	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	竹矢 良三	H26.4.1～H28.3.31
本田第2保育所	内科医	京極 章三	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	長野 弘典	H26.4.1～H28.3.31
別府保育所	内科医	京極 章三	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	広瀬 元士	H26.4.1～H28.3.31
穂積保育所	内科医	福田 信臣	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	江崎 肇	H26.4.1～H28.3.31
牛牧第1保育所	内科医	佐竹 真一	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	伊東 裕治	H26.4.1～H28.3.31
牛牧第2保育所	内科医	佐竹 真一	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	加藤 嗣泰	H26.4.1～H28.3.31
西保育・教育センター	内科医	若園 明裕	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	武内 尚博	H26.4.1～H28.3.31
中保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	加藤 邦茂	H26.4.1～H28.3.31
南保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	辻 雅明	H26.4.1～H28.3.31

資料 日程第 7

資料 日程第19

子ども・子育て支援法における保育料は、国が定める上限額の範囲内で決定することとされます。

保育所

平成27年度公立幼稚園保育料

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	定義	保育料(月額)	3歳未満児	3歳以上児	国が定める上限額
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯(母子等)		0円	0円	0円	0円
	市町村民税非課税世帯		3,600円	2,400円	9,000円	6,000円
C	市町村民税非課税世帯(母子等)所得割額 48,600円未満		7,800円	6,400円	19,500円	16,500円
	市町村民税非課税世帯	所得割額 48,600円未満	9,800円	7,400円	30,000円	27,000円
D1	市町村民税非課税世帯	所得割額 97,000円未満	15,000円	13,000円	44,500円	41,500円
D2	市町村民税非課税世帯	所得割額 169,000円未満	26,700円	18,000円	61,000円	58,000円
D3	市町村民税非課税世帯	所得割額 301,000円未満	39,600円	20,000円	80,000円	77,000円
D4	市町村民税非課税世帯	所得割額 397,000円未満	44,000円	23,000円	101,000円	98,000円
D5	市町村民税非課税世帯	所得割額 397,000円以上	52,000円	27,000円	101,000円	98,000円

従前より保育所では、小学校就学前までの範囲内に児童が2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は1/2の負担、第3子以降は無料としています。

幼稚園

平成26年度幼稚園保育料

歳児	保育料
3歳児	8,500円
4歳児	7,500円
5歳児	6,500円

生活保護法による被保護世帯の場合、免除
 市町村民税の所得割額が非課税世帯の場合、保育料の50/100を減額
 市町村民税の所得割額が5,000円以下の世帯の場合、保育料の30/100を減額
 市町村民税の所得割額が5,000円以上10,000円以下の世帯の場合、保育料の10/100を減額

平成27年度以降の幼稚園保育料

階層区分	保育料(月額)		国が定める上限額
	平成27年度	平成28年度以降(予定)	
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,200円	1,200円	3,000円
市町村民税所得割課税額 77,100円以下	7,500円	7,500円	16,100円
市町村民税所得割課税額 211,200円以上	8,500円	9,500円	20,500円
市町村民税所得割課税額 211,201円以上	8,500円	12,500円	25,700円

・徴収額と階層として、平成27年度は平成26年度の上限額内で区分化しています。

※平成27年度より幼稚園では年少(3歳児)から小学校3年生までの範囲内に児童が2人以上いる場合、最年長の児童を第1子、その下の児童を第2子とカウントします。第1子は全額負担ですが、第2子は1/2の負担、第3子以降は無料とします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）

～ 教育委員会制度、こう変わる ～

これまでの教育委員会の課題

- ▶ 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- ▶ 教育委員会の審議が形骸化している
- ▶ いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- ▶ 地域住民の民意が十分に反映されていない
- ▶ 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

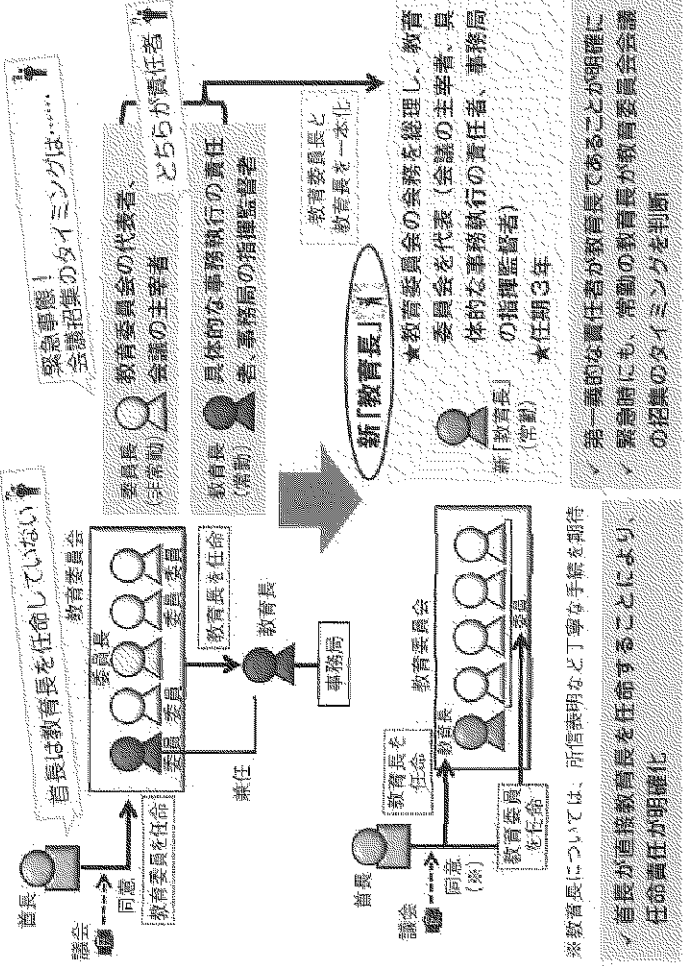
教育委員会の改革

- ▶ 教育行政における責任体制の明確化
- ▶ 教育委員会の審議の活性化
- ▶ 迅速な危機管理体制の構築
- ▶ 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- ▶ いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

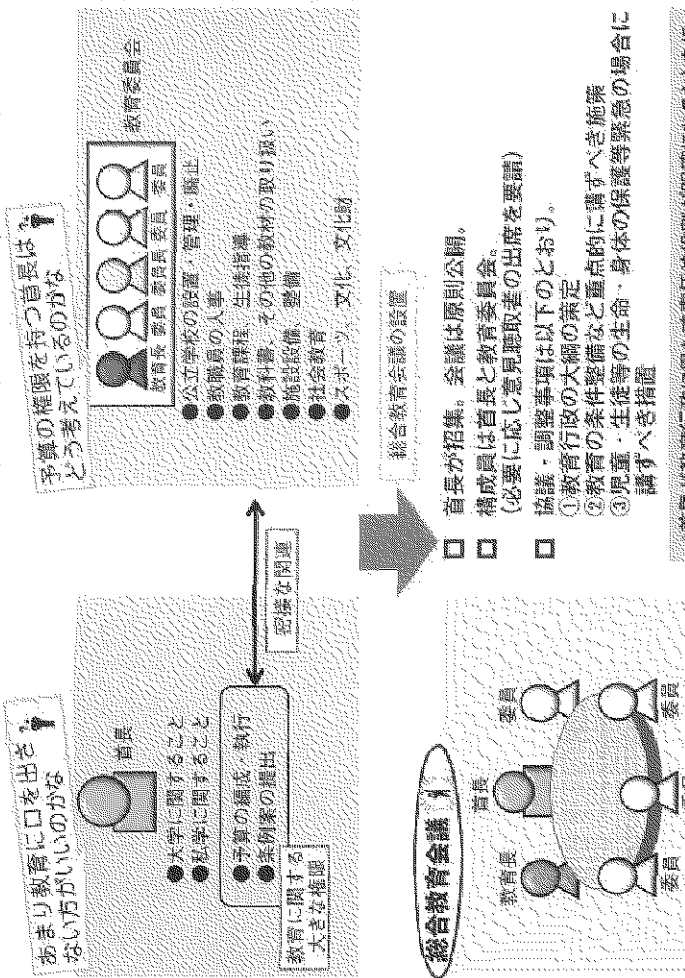
政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に確保されている。

POINT1 教育長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT2 総合教育会議 「すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT3 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員会への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員会によるチェック機能の強化のため、教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
 - ・ 教育委員会の審議の活性化

POINT4 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

新制度への移行について

1. 法律の施行日：平成27年4月1日【附則第1条】

2. 新教育長(新教育委員会制度)への移行：

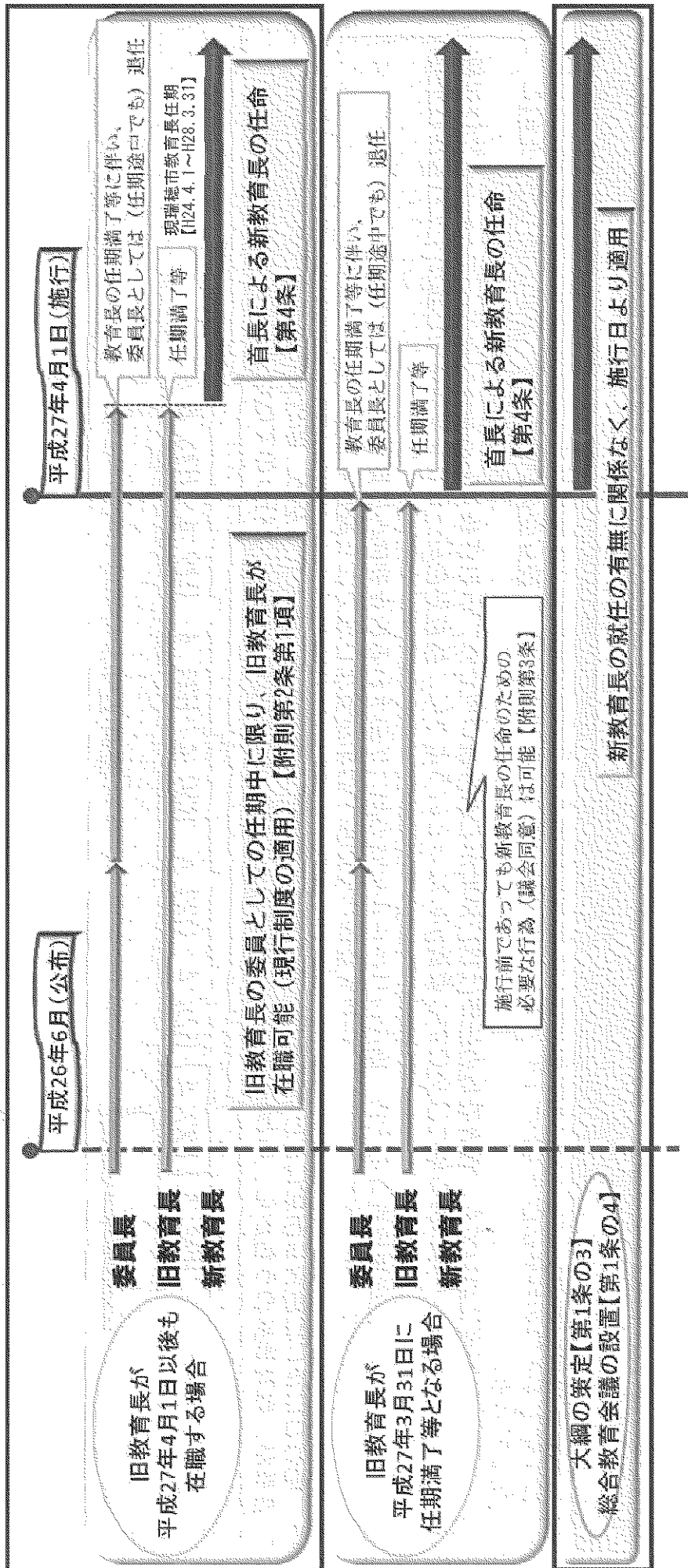
施行日(平成27年4月1日)に在職している教育長(現行制度下の教育長=旧教育長)については、施行日以降も、その委員としての任期が満了するまでは、在職する(現行制度が適用(旧委員長、旧教育長が存在))されることとなる。【附則第2条】

<新制度に移行する2つのパターン>

- ・旧教育長が平成27年4月1日以後も在職している場合 → 任期満了等(辞職、死亡、罷免、失職を含む)となる日以後新制度へ
- ・旧教育長が平成27年3月31日に任期満了等となる場合 → 平成27年4月1日(施行日)より新制度へ

3. 施行日前であっても、新教育長の任命のために必要な行為(議会同意)が可能。【附則第3条】

【現行瑞穂市の場合】



平成26年度

教育委員会事務局 3月補正予算概要

【教育委員会用】

平成27年2月

平成26年度 一般会計補正予算（7・8号）の概要	-----	1P
1.歳出概要	-----	1P
2.歳入概要	-----	4P
3.債務負担行為（7号）	-----	6P
4.補正予算総括表（8号）	-----	6P
5.継続費補正（変更）（8号）	-----	6P
6.繰越明許費補正（追加）（8号）	-----	6P
7.一般会計 歳入歳出款別補正予算（8号）	-----	6P

瑞穂市

【教育総務課】

【学校教育課】

【幼児支援課】

【生涯学習課】

平成26年度 一般会計補正予算（7・8号）の概要

【教育委員会事務局分】

補正予算の主な概要

○補正予算（7号）

- ・債務負担行為 ※ 保育士派遣委託（H27）

○補正予算（8号）

- ・決算見込みによる不用額の減額
- ・委託、工事、備品等入札による減額
- ・生津小学校トイレ改修事業 ※ 繰越明許事業

1.歳出概要

民生費	補正前の額 1,225,598千円	補正額 ▲ 56,189千円	計 1,169,409千円
-----	-------------------	----------------	---------------

単位：千円

	補正前の額	補正額	計
○児童福祉総務費 (科目03-02-01)	45,063	▲ 643	44,420
報酬	▲ 42		
給料等	▲ 21		
業務委託	▲ 550		
使用料	▲ 30		
○すこやか児童育成費（放課後児童クラブ） (科目03-02-01)	7,482	▲ 40	7,442
役務費	▲ 40		
○すこやか児童育成管理費（放課後児童クラブ） (科目03-02-01)	53,892	▲ 2,691	51,201
賃金	▲ 2,554		
役務費	▲ 9		
設計委託	▲ 128		
○子育て支援事業費 (科目03-02-01)	17,102	▲ 376	16,726
需用費	▲ 324		
負担金	299		
補助金	▲ 351		
○地域子育て支援センター事業費 (科目03-02-01)	2,750	▲ 81	2,669
旅費	▲ 21		
役務費	▲ 60		
○保育所費 (科目03-02-04)	675,920	▲ 873	675,047
給料等	▲ 431		
需用費	▲ 399		
役務費	▲ 43		
○任期付保育士管理費 (科目03-02-04)	5,522	▲ 984	4,538
給料等	▲ 984		
○各保育所費 (科目03-02-04)	95,226	▲ 578	94,648
報償費	▲ 23		
需用費	▲ 420		
役務費	▲ 35		
使用料	▲ 100		
○保育所管理費 (科目03-02-04)	278,274	▲ 49,201	229,073
賃金	▲ 34,690		
役務費	▲ 280		
管理委託	▲ 275		
業務委託	▲ 13,956		
○芝生緑化事業費 (科目03-02-04)	699	▲ 295	404
需用費	▲ 282		
役務費	▲ 13		
○本田第2保育所整備事業費 (科目03-02-04)	43,668	▲ 427	43,241
管理委託	▲ 427		

教育費

補正前の額 1,283,350千円

補正額 ▲ 34,700千円

計 1,248,650千円

単位：千円

		補正前の額	補正額	計
○事務局費 (科目10-01-02) 130,660 ▲ 2,073 128,587				
給料等	▲ 2,000	不用額 (社会保険料 ほか)		
業務委託	▲ 73	不用額 (土地鑑定)		
○学校教育費 (科目10-02-01) 115,829 ▲ 249 115,580				
報償	▲ 249	不用額 (学校支援実行委員謝礼)		
○教育支援センター事業費 (科目10-02-01) 2,911 ▲ 111 2,800				
旅費	▲ 35	不用額 (費用弁償)		
役務費	▲ 8			
使用料	▲ 35			
負担金	▲ 33	不用額 (体験活動受講負担金)		
○小学校管理運営費 (学校配分予算) (科目10-03-01) 111,572 ▲ 985 110,587				
報償費	▲ 94	不用額 (講師謝礼)		
役務費	▲ 508	不用額 (電話代、心電図検診、図書システム更新 ほか)		
借上料	▲ 296	入札差金 (パソコン借上、コピー機借上 ほか)		
負担金	▲ 87	不用額 (日本スポーツ振興センター負担金)		
○小学校施設管理費 (科目10-03-01) 36,374 ▲ 96 36,278				
管理委託	▲ 96	入札差金 (電気設備保守管理委託)		
○小学校芝生緑化事業費 (科目10-03-01) 1,113 ▲ 383 730				
需用費	▲ 373	不用額 (砂、補植用苗、肥料 ほか)		
役務費	▲ 10	不用額 (ボランティア保険)		
○牛牧小学校整備事業費 (科目10-03-03) 24,137 ▲ 5,011 19,126				
設計委託	▲ 5,011	入札差金 (増築及び大規模改修工事設計)		
○牛牧小学校正門ロータリー植栽等移設事業費 (科目10-03-03) 13,392 ▲ 5,300 8,092				
工事	▲ 5,300	入札差金 ※ 契約額：7,020千円 9月補正附帯決議案件		
○中学校教育振興費 (学校配分予算) (科目10-04-01) 56,456 ▲ 1,799 54,657				
報償費	▲ 978	不用額 (講師謝礼)		
役務費	▲ 422	不用額 (電話代、心電図検診、図書システム更新 ほか)		
借上料	▲ 319	入札差金 (パソコン借上、コピー機借上 ほか)		
負担金	▲ 80	不用額 (日本スポーツ振興センター負担金 ほか)		
○ほづみ幼稚園管理費 (人件費) (科目10-05-01) 62,747 ▲ 86 62,661				
給料等	▲ 86	共済費 ▲ 86千円		
○ほづみ幼稚園管理費 (科目10-05-01) 38,243 ▲ 70 38,173				
業務委託	▲ 70	不用額 (演劇)		
○幼稚園施設管理費 (科目10-05-01) 5,396 ▲ 330 5,066				
管理委託	▲ 330	入札差金 (植栽管理)		
○私立幼稚園就園奨励費 (科目10-05-01) 36,996 ▲ 1,708 35,288				
補助金	▲ 1,708	不用額		
○社会教育総務費 (科目10-06-01) 91,880 ▲ 480 91,400				
報償費	▲ 324	不用額 (視聴覚サポーター謝礼 ほか)		
旅費	▲ 69	不用額 (費用弁償、職員旅費)		
需用費	▲ 48	入札差金 (ボランティアカード ほか)		
役務費	▲ 23	不用額 (ボランティア保険 ほか)		
使用料	▲ 16	不用額 (有料道路使用料)		
○成人式費 (科目10-06-01) 1,040 ▲ 241 799				
報償費	▲ 206	不用額 (記念品 ほか)		
役務費	▲ 35	不用額 (郵送料)		
○生涯学習事業費 (科目10-06-02) 4,428 ▲ 253 4,175				
報償費	▲ 90			
旅費	▲ 4			
需用費	▲ 9	不用額 (食糧費)		
役務費	▲ 117	不用額 (チケット販売手数料 ほか)		
使用料	▲ 33	不用額 (駐車場使用料 ほか)		
○瑞穂大学費 (科目10-06-02) 5,103 ▲ 604 4,499				
旅費	▲ 14			
役務費	▲ 96	不用額 (郵送料 ほか)		
使用料	▲ 494	不用額 (入場料 ほか)		
○瑞穂総合クラブ費 (科目10-06-02) 3,758 ▲ 440 3,318				
役務費	▲ 440	不用額 (障害保険)		

○子育てふれあい事業費		(科目10-06-02)	1,132	▲109	1,023
報償費	▲3	不用額(託児サポート謝礼)			
借上料	▲6				
補助金	▲100	不用額(家庭教育学級補助金)			
○読書推進事業		(科目10-06-02)	492	▲34	458
報酬	▲18	子どもの読書活動推進協議会委員報酬欠席分 @6千円×3名			
需用費	▲16	不用額			
○文化財保護費		(科目10-06-03)	6,403	▲117	6,286
報酬	▲60	文化財保護審議会委員報酬 ※開催回数2回→1回			
旅費	▲42	不用額(職員旅費)			
使用料	▲15	不用額(入場料ほか)			
○公民館事業費		(科目10-06-04)	1,899	▲613	1,286
需用費	▲127	不用額(自主講座募集要項ほか)			
役務費	▲10	入札差金(美南公民館/パソコン処分手数料)			
管理委託	▲476	入札差金(施設管理委託)			
○図書館事業費		(科目10-06-05)	73,982	▲2,243	71,739
報酬	▲150	不用額(図書館司書嘱託職員) ※1名退職予定			
賞金	▲236	不用額(臨時図書館員賞金)			
報償費	▲52	不用額(読み聞かせボランティア謝礼ほか)			
旅費	▲15				
管理委託	▲690	不用額(図書整理委託)			
備品	▲1,100	入札差金(図書館システム)			
○本館施設管理費		(科目10-06-05)	39,763	▲1,602	38,161
給料等	▲5	共済費 ▲5千円			
需用費	▲779	不用額(電気代ほか) 入札差金(エレベータ制御盤交換)			
役務費	▲100	不用額(電話代)			
管理委託	▲718	不用額(空調設備保守管理委託ほか)			
○分館施設管理費		(科目10-06-05)	11,926	▲984	10,942
需用費	▲370	不用額(電気代ほか)			
管理委託	▲614	入札差金(空調設備保守管理委託ほか)			
○総合センター管理費		(科目10-06-06)	147,322	▲3,280	144,042
工事	▲3,280	入札差金(照明操作卓、排水ポンプ等修繕)			
○保健体育振興費		(科目10-07-02)	876	▲47	829
役務費	▲47	不用額(クリーニング代ほか)			
○体育施設管理費		(科目10-07-03)	52,108	▲2,336	49,772
需用費	▲837	不用額(電気代)			
管理委託	▲174	入札差金(施設保守管理委託)			
工事	▲1,325	入札差金(穂積グラウンド夜間照明取替工事)			
○生津スポーツ広場事業費		(科目10-07-03)	2,467	▲258	2,209
需用費	▲258	不用額(電気代)			
○給食センター事務費		(科目10-07-05)	99,712	▲514	99,198
賞金	▲408	不用額(補助調理員賞金) ※補助定員24名			
報償費	▲8	不用額(調理指導謝礼)			
役務費	▲98	不用額(郵送料ほか)			
○給食センター管理費		(科目10-07-05)	97,945	▲1,666	96,279
需用費	▲1,448	不用額(LPガス) ※年間予定使用料101.2m³			
管理委託	▲218	入札差金(厨房機器点検委託ほか)			
○給食アレルギー対応事業費		(科目10-07-05)	5,288	▲678	4,610
備品	▲678	不用額(厨房用具)			

2.歳入概要

11 分担金及び負担金		補正前の額 225,844千円	補正額 4,806千円	計 230,650千円
		補正前の額	補正額	計
児童福祉費負担金		225,844	4,806	230,650
○ 保育所保育料		4,806	現年度分 4,452千円（決算見込19,100千円） 過年度分 354千円	
12 使用料及び手数料		補正前の額 70,823千円	補正額 5,399千円	計 76,222千円
		補正前の額	補正額	計
児童福祉使用料		35,945	1,933	37,878
○ 保育所延長保育料		1,213	現年度分 1,188千円（決算見込13,200千円） 過年度分 25千円	
○ 放課後児童クラブ保育料		▲ 510	決算見込による減 ※ 平日：当初 205人 → 200人 長期休暇：当初 55人 → 48人	
○ 一時預かり事業保育料		1,230	決算見込による増 ※ 12月末延べ利用者数：1,586人	
児童福祉手数料		90	30	120
○ 保育料督促手数料		30	保育所 19千円 放課後児童クラブ 4千円 延長保育 7千円	
幼稚園使用料		11,371	2,781	14,152
○ 幼稚園使用料		2,781	現年度分 決算見込19,989千円	
社会教育使用料		12,046	4	12,050
○ 総合センター使用料		4	広告付案内板設置料	
保健体育使用料		11,371	651	12,022
○ 運動場使用料		▲ 469	東南地区	
○ 生津スポーツ広場使用料		1,120	生津スポーツ広場使用料	
13 国庫支出金		補正前の額 55,319千円	補正額 2,530千円	計 57,849千円
		補正前の額	補正額	計
児童福祉費負担金		55,059	1,981	57,040
○ 保育所運営費負担金		1981	決算見込 114,082千円×1/2	
小学校費補助金		181	427	608
○ 小学校特別支援学級就学 奨励費補助金		427	決算見込による増	
中学校費補助金		79	122	201
○ 中学校特別支援学級就学 奨励費補助金		122	決算見込による増	
14 県支出金		補正前の額 60,291千円	補正額 666千円	計 60,957千円
		補正前の額	補正額	計
児童福祉費負担金		27,529	990	28,519
○ 保育所運営費負担金		990	決算見込 114,082千円×1/4	
児童福祉費補助金		32,762	▲ 324	32,438
○ 岐阜県放課後子どもプラン 推進事業費補助金		▲ 13,195	放課後児童健全育成事業等補助金へ移行	
○ 岐阜県児童福祉等対策事 業補助金				
・ 放課後児童健全育成事 業等補助金		13,195	岐阜県放課後子どもプラン推進事業費補助金から移行	
・ 乳幼児保育特別事業費 補助金		▲ 211	決算見込による減	
○ 子ども・子育て支援事 業費補助金		▲ 113	中保育・教育センター改修工事入札により減額 ※ 契約額 5,292千円×1/4	
16 寄附金		補正前の額 0千円	補正額 100千円	計 100千円
		補正前の額	補正額	計
教育費寄附金		0	100	100
○ 学校教育費寄附金		100	穂積小学校 50千円 牛牧小学校 50千円	
17 繰入金		補正前の額 43,668千円	補正額 ▲ 423千円	計 43,245千円
		補正前の額	補正額	計
公共施設整備基金繰入金		43,668	▲ 423	43,245
○ 本第2保育所整備事業費		▲ 423	本第2保育所改修工事入札により減額のため	

19 諸収入 補正前の額 33,622千円 補正額 360千円 計 33,982千円

		補正前の額	補正額	計
過年度収入			0	111
○ 前年度収入	111 保育所運営費国庫負担金過年度精算金 ※ H25年度追加交付			111
民生費雑入		343	154	497
○ 保育実習負担金	154			
教育費雑入		33,279	95	33,374
○ スポーツ振興くじ助成金	▲ 95 芝維持活動事業（助成率2/3） ※ 中小・南小			
○ 日本スポーツ振興センター保護者等負担金	▲ 62 決算見込による減			
○ 幼稚園交通安全協力費	▲ 102 決算見込による減			
○ 学校教育総務費雑入	268 教育実習 ほか			
○ 総合センター事業入場料	176 ネオクラシックコンサート ※ 観客数 393人			
○ 瑞穂大学受講料	▲ 291 女性学部受講料 51千円 寿・女性学部社会見学負担金 ▲342千円			
○ みずほ総合クラブ会員会費	▲ 59 ※ 会員数 975人			
○ 社会教育講座受講料	90 フュージング体験教室受講料 ※ 参加者390名			
○ 穂積公民館施設雑入	75 自動販売機販売手数料 ほか			
○ 体育施設雑入	25 自動販売機販売手数料 ほか			
○ 図書館施設雑入	17 貸出図書弁済費 ほか			
○ 図書館雑誌スポンサー料	53			

20 市債 補正前の額 33,000千円 補正額 ▲ 4,000千円 計 29,000千円

		補正前の額	補正額	計
小学校施設整備事業債		33,000	▲ 4,000	29,000
○ 牛牧小学校校舎整備事業債	▲ 4,000 合併特例債（牛牧小学校正門ロータリー植栽等移設工事入札により減額のため）			

3.債務負担行為（7号）

事 項	期 間	限 度 額	備 考
保育士派遣委託	H26 年度から平成27年度	39,000千円	3月議会先議案件 《議決後入札予定》

4.補正予算総括表（8号）

会 計 区 分	歳 入			歳 出			備 考
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計	
一般会計全体	16,157,782	▲ 352,482	15,805,300	16,157,782	▲ 352,482	15,805,300	
(教育委員会事務局分)	(568,546)	(9,438)	(577,984)	(3,045,781)	(▲ 90,889)	(2,954,892)	

5.継続費補正（変更）（8号）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	03 小学校費	小学校教室空調機器整備事業	390,592千円	H26	8,914千円	593,582千円	H26	8,914千円
				H27	381,678千円		H27	584,668千円
10 教育費	04 中学校費	中学校教室空調機器整備事業	255,275千円	H26	4,126千円	365,180千円	H26	4,126千円
				H27	0千円		H27	0千円
				H28	251,149千円		H28	361,054千円

6.繰越明許費補正（追加）（8号）

予 算 科 目	事 業 名	金 額	備 考
(款) 教育費(項) 小学校費	生津小学校トイレ改修事業	88,320千円	

7.一般会計 歳入歳出款別補正予算（8号）

区 分	歳 入			歳 出			
	補正前の額	補 正 額	計	区 分	補正前の額	補 正 額	計
市税	6,621,755	14,542	6,636,297	議会費	154,357	▲ 1,981	152,376
地方譲与税	186,000	▲ 10,000	176,000	総務費 (教育委員会事務局分)	1,856,990 (6)	36,170 (0)	1,893,160 (6)
利子割交付金	21,000	▲ 7,000	14,000	民生費 (教育委員会事務局分)	6,012,614 (1,293,598)	▲ 190,707 (▲ 56,189)	5,821,907 (1,237,409)
配当割交付金	28,000	0	28,000	衛生費	1,482,598	▲ 69,294	1,413,304
株式等譲渡所得割交付金	5,000	0	5,000	労働費	5,084	0	5,084
地方消費税交付金	560,000	▲ 52,000	508,000	農林水産業費	106,859	▲ 12,435	94,424
自動車取得税交付金	30,000	▲ 10,000	20,000	商工費	57,345	59,052	116,397
地方特例交付金	47,508	0	47,508	土木費	1,921,463	▲ 120,514	1,800,949
地方交付税	2,384,769	2,274	2,387,043	消防費	1,213,157	▲ 17,750	1,195,407
交通安全対策特別交付金	9,000	0	9,000	教育費 (教育委員会事務局分)	1,752,177	▲ 34,700	1,717,477
分借金及び負担金 (教育委員会事務局分)	247,425 (225,844)	2,120 (4,806)	249,545 (230,650)	公債費	1,575,138	▲ 323	1,574,815
使用料及び手数料 (教育委員会事務局分)	304,208 (77,364)	1,847 (5,399)	306,055 (82,763)	予備費	20,000	0	20,000
国庫支出金 (教育委員会事務局分)	1,838,487 (124,136)	▲ 11,947 (2,530)	1,826,540 (126,666)				
県支出金 (教育委員会事務局分)	936,504 (58,327)	▲ 47,808 (666)	888,696 (58,993)				
財産収入	43,407	142	43,549				
寄附金	1,442 (0)	902 (100)	2,344 (100)				
繰入金	606,354 (60,670)	▲ 221,240 (▲ 423)	385,114 (60,247)				
繰越金	662,698	0	662,698				
諸収入 (教育委員会事務局分)	611,225 (10,205)	686 (360)	611,911 (10,565)				
市債 (教育委員会事務局分)	1,013,000 (12,000)	▲ 15,000 (▲ 4,000)	998,000 (8,000)				
合 計 (教育委員会事務局分)	16,157,782 (568,546)	▲ 352,482 (9,438)	15,805,300 (577,984)	合 計 (教育委員会事務局分)	16,157,782 (3,045,781)	▲ 352,482 (▲ 90,889)	15,805,300 (2,954,892)